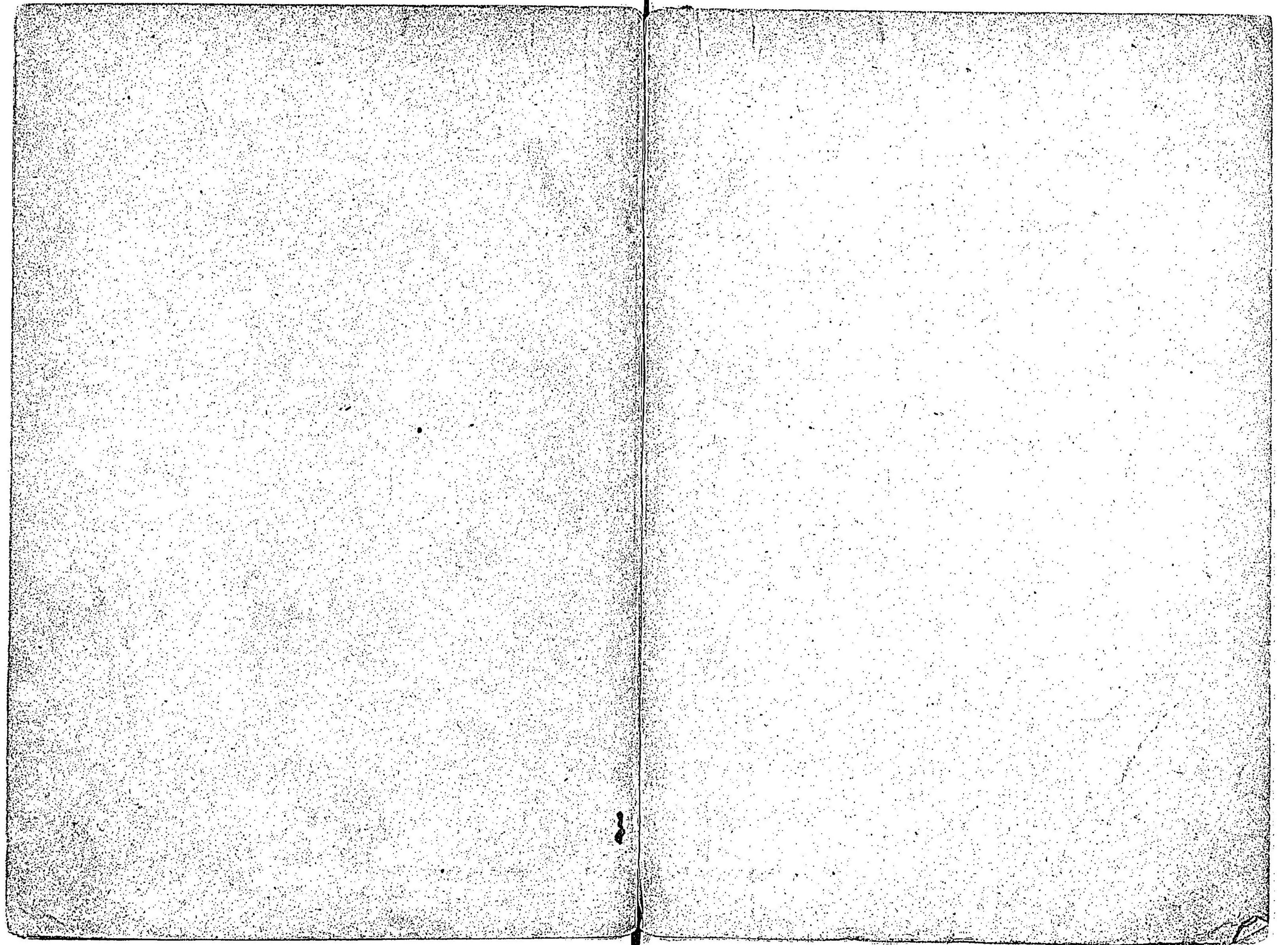
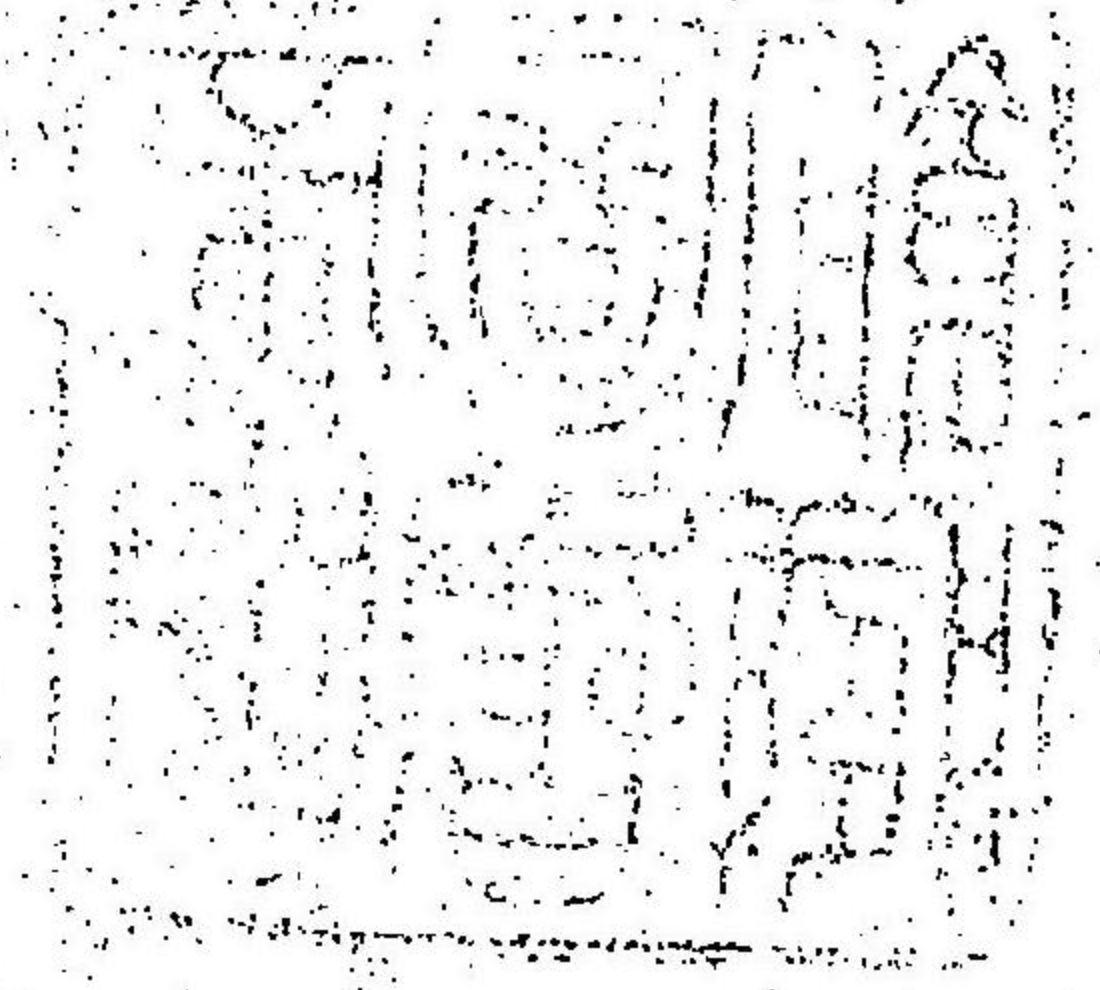


白井規矩郎編

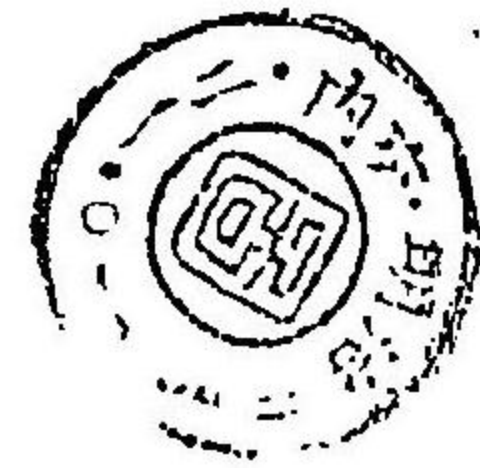
團體  
競爭  
陸軍遊戲

東京 同文館藏版





白井規矩郎編



團體  
競爭  
陸軍遊戲

東京 同文館藏版

## 緒言

遊戯を大別して二種とす一は非競争的一は競争的是れなり  
二者何れも得失長短ありて競争に關せざる遊戯は數回繼續  
するも倦厭を來さざる代り活潑の運動に乏しき缺點あり競  
争遊戯は勇氣を振起し行動を活潑ならしむるに缺くべから  
ざるものなりと雖其勝敗に付て或は嫉妬猜疑を惹起す虞あ  
り故に其一に偏せずして各種適當の配合を得ば始めて遊戯  
の目的を達するに庶幾からんか  
不肖曩に非競争的を主としたる遊戯唱歌大成を上梓せしに  
過て江湖の賞賛を得たり茲に復た競争的を主としたるもの  
を蒐めて一編となせり希くば適宜二書に就て斟酌施行せら  
れんことを

猶ほ其方法構成等に付て缺點のあるは豫期する處なり幸ひ  
に叱正を與へられんことを希望す

明治三十四年九月

白井規矩郎識

競闘  
陸軍遊戯

目次

(一) 步兵遊戯	一
軍歌 陸軍歌	二
軍歌 歩兵	六
(二) 騎兵遊戯	一四
軍歌 騎兵	一六
(三) 砲兵遊戯	二一
軍歌 砲兵	二二
(四) 工兵遊戯	二八
軍歌 工兵	三〇
(五) 輜重兵遊戯	三三
軍歌 輜重兵	三四

目次

(六) 傳令遊戯	軍歌 傳令使	三八
(七) 旅團遊戯	軍歌 陸軍旗	四〇
(八) 師團遊戯		四三
(九) 衛生隊遊戯	軍歌 衛生隊	五〇
(十) 夜戰演習戯		八二
	君が代	八四
	海行かば	九三
	皇御國	一〇二
	國の鎮	一〇四
	足曳	一〇六
	命を捨て	一〇八
		一一〇
		一一二

吹なす笛	一一四
野戦第一軍歌	一一六
野戦第二軍歌	一一八
野戦第三軍歌	一二〇
攻壘第四軍歌	一二四
攻壘第五軍歌	一二六
攻壘第六軍歌	一二八
攻壘第七軍歌	一三〇
攻壘第八軍歌	一三三
攻壘第九軍歌	一三四
日本の正氣	一三七
軍營	一四二
古戰場	一四四

以上

團體競爭 陸軍遊戲

白井規矩郎著

(一) 步兵遊戲

Infantry.

步兵は陸軍中の主兵にして其兵員も他の各兵科に比し最も多數を占む且つ頗る緊要なる兵種にして遠戰近戰及び稠密散開の諸戰に適し又た攻撃防禦の二力を兼備す  
徵募の際此兵科に編入する要點は身體強健にして能く勞力及び遠足に堪ゆるものとす  
此兵種の定色を赤色とす定色は各兵科通じて襟袖并に袴の外側に附するものとす

此遊戲は步兵の疾走吶喊せるに擬したるものにして頗る

步兵遊戲

陸軍歌



ジ ャ ム ノ ム カ シ ク メ ノ コ ガ  
 は き は う こ う と わ か る る も  
 グ ン キ ノ モ ト ニ タ ツ カ ラ ハ



キ ミ ノ ミ イ ツ フ イ タ ダ キ テ  
 お は は お な じ く く に の ぎ じ  
 ミ フ モ イ ヘ フ モ カ ヘ リ ミ ズ



ト ヨ ア シ ハ ラ フ サ ダ メ シ ハ  
 ち ら よ く し の ぶ い く か ん く  
 タ ダ キ ミ ノ メ イ コ レ ス ス ム



ワ ガ リ ク グ ン ノ ハ ジ メ ナ リ  
 い う よ く や ぶ る た い て き を  
 ヨ シ ヒ ャ ク バ イ ノ テ キ アル モ

陸軍歌

作曲 白井規矩郎  
 作歌 旗野士良

神武のむかし糸の兒が、 君の御威光をいたゞきて、  
 豊葦原をさだめしは、 わが陸軍の始めなり。  
 歩騎砲工とわかるゝも、 負ふはおなじく國の義務、  
 忠よく忍ぶいく艱苦、 勇よく破る大敵を。  
 軍紀のもとに立からは、 身をも家をもかへりみず、  
 たゞ君の命これ進む、 縦百倍の敵あるも。



組織

興味あり且つ勇壯の志氣を涵養し得る好戯なり

組織

此遊戯を組織するには別に人員の制限を要せず  
一學級若くは二學級を合併して施行するも可なり

先づ兒童の一團を其身長順に依りて遊戯場の中央に整列  
せしめ順數番號を唱へしめ次に之れを二分して第一軍色赤第  
二軍色白となし雙方に分れて各遊戯場の一方を占領す兩軍の  
距離は五間乃至十五間の中を撰ぶべし而して兩軍は各其前  
方凡そ一間計の處に一線を畫きて是れを衛戍地の界線とす  
次に兩軍より各一人の首長を出し是れを兩軍の司令官と  
なす

司令官

司令官の特權

司令官は部下の各員に次の事項を命令するの特權を有す

- (一) 歩哨兵を拔擢すること
- (二) 攻撃吶喊兵を撰抜すること

歩哨兵

兩軍の司令官は合議の上兩軍の中一方は吶喊隊となり一  
方は守備隊となるべし而して守備隊となりしものは一人の  
歩哨兵を出して一方の攻撃に備ふ  
歩哨兵は兩軍の中央より較々我軍に近き處に位置を占め  
次の事項を執行する任務あるものとす

- (一) 歩哨兵は綿製の手毬を持ちて吶喊兵に中つるものとす
- (二) 歩哨兵は決して我軍の衛戍地界線内に入るべからず又た敵の既に  
我軍界線内に吶喊したる後は毬を投ずべからず假令毬を投ずるも  
無効となるべし
- (三) 歩哨兵は吶喊兵に手を以て抵抗すべからず
- (四) 歩哨兵は毬を投じて吶喊兵を撃つも又た毬を手を持ちしまゝ毬に  
て撃つも適宜なり

やまと男兒の彈丸こめて、  
 五體は君に捧げ銃、  
 國家の重を背囊に、  
 せおひて進め我が友よ。  
 共に進むも退くも、  
 たゞ隊長の命のまゝ、  
 靴おとたゞしく踏みいだす、  
 かたにはふせぐ敵ぞなき、

歩兵

作曲 白井規矩郎  
 作歌 旗野士良

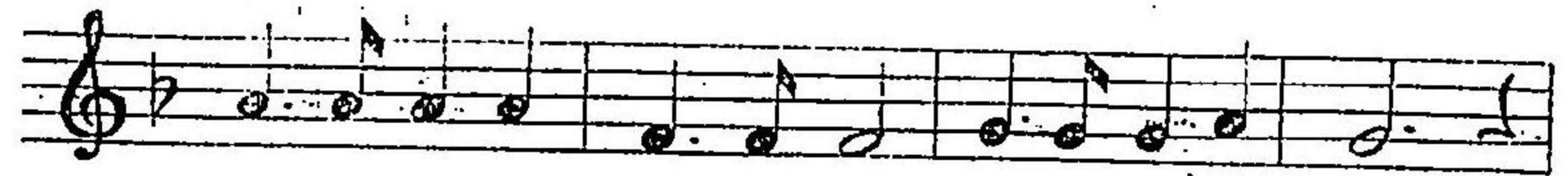
歩兵



ヤマトヲノコノタマコメテ  
 とともにすすむもしりぞくも



ゴタイハキミニササゲツツ  
 ただたいちらのめいのまま



コツカノオモキヲハイナウニ  
 くつおとただしくふみいだす



セオヒーテス、メ、ワガトモヨ  
 かたに—は—ふせぐてきぞなき

**方法**

守備隊となりしものは一人の歩哨兵を出し攻撃隊となりしものは司令官の撰ぶ順序に従ひ一人づゝ吶喊兵となるものとす

吶喊兵が敵の衛戍地界線内に入る前に歩哨兵の手毬に中りしときは捕虜となるべし

吶喊兵首尾よく敵の衛戍地内に侵入したるときは敵の一員を捕獲して歸陣するか若くは味方の嘗て捕獲となり居るものを携て歸陣すべし

捕虜

捕虜は兩軍とも常に我隊の後部に整列せしむべし

吶喊兵の歩哨兵に撃たれしとき若くは首尾能く吶喊を終りたるときは直ちに猶豫なく次の吶喊兵を司令官撰出すべし

尤も始めの定め様に依り一回は攻撃隊となり一回は守備

隊となるも可なり此の時は吶喊兵と歩哨兵とを交番に兩隊より撰出すべし

右の如き方法に依り教師は總督となりて兩軍を統率し司令官に「始メ」の令を下すべし

假令は第一軍は守備隊第二軍は攻撃隊とするときは第一軍は歩哨兵を出し第二軍は吶喊兵を出して直ちに攻撃を行ひ敵の衛戍地内に入らんとすべし但し此場合に於て前後左右何れの方面に向て攻撃するも可なりと雖勝敗の決せざる間は再び自己の衛戍線内に歸陣すべからず

第一の吶喊兵勝敗決定せば司令官は直ちに敵軍歩哨の備整はざる機會に乗じ次回の吶喊兵を撰抜して命令すべし但し同時に二人を出すべからず

歩哨兵は最後の吶喊兵まで一人にて務めさするも又た時

休戦

勝敗

陸軍に於ける歩哨の任務は、且つ其

時交代せしむるも司令官の権内にあるものとす但し交代の場合には前の歩哨兵は己れの隊伍に歸りて整列すべし  
 遊戯中其動作粗暴に涉りたると認むるとき若くは危険の虞ありと認むるときは總督司令官に休戦を宣告すべし  
 斯の如くにして最後に兩軍の捕虜を差引交換し其數多き軍を以て捷軍となす  
 猶ほ此遊戯は一回を以て勝敗を決するも亦た數回繼續して最後に勝敗を決するも可なり

陸軍戸山學校 は重に此兵種の修學する處にして其科程三部に分たる則ち戰術科射擊科體操并に劍術科是れなり而して此學校は陸軍教育總監(大將)の監督に係はる處なり

### 參考

陸軍に於ける歩哨の勤務は概ね次の如し

風紀衛兵の任務を完全せしむる爲め概ね左の箇所に歩哨を配置し尙ほ衛兵司令及び之に屬する上等兵は時々歩哨線内の巡察を爲すものとす

責任の如何なるかを大らかに明かすも其効も少なからざるべし

一 勅諭及軍旗の所在 一 營門 一 裏門 一 營舎  
 一 彈藥庫 一 金櫃庫 一 兵器庫 一 被服庫

歩哨は擔銃立銃或は銃を腕にし其守地を看守すべし假令哨舎内に在る時と雖銃を離すべからず又雨雪天或は別命ある時に非らざれば哨舎内に入るべからず

夜間或は別命ありしときに非らざれば銃に劍を附くべからず

歩哨は其守地の近傍十歩以内を行動し得ると雖動哨は此限交代の時は必ず其定位に復歸すべし

歩哨の交代は歩哨掛の號令にて互に捧銃をなし歩哨掛の面前に於て守則の申受繼を爲すものとす

歩哨は如何なる場合と雖決して頭巾を著すべからず

歩哨は其歩哨掛の引卒し來る兵に非ざれば決して交代すべからず

歩哨は所屬聯隊長週番大隊長週番中隊長週番特務曹長衛兵司令衛兵に屬する上等兵にあらざれば其守則を語るべからず

歩哨は其守則を受け或は變換さるゝは其歩哨掛に限るものとす

### 歩兵遊戯

歩哨は其姿勢を厳格にし慢に吟哦談話喫烟するを禁ず又其哨舎を毀ち其近傍を不潔にすること勿れ而して萬事に注意し決して分時と雖其務を怠るべからず

歩哨火災あるを知らば火事と呼び又盜賊暴行者等の亂入する恐れあれば氣ヲ付ケと呼び隣哨又は衛舎に報ずべし其隣哨又は衛舎に報ずる克はざる歩哨に在つては其尤も近き兵營等に報ず

歩哨の敬禮は陸軍禮式に依る

歩哨は常に耳及び目を働かし萬事に注意して十分警戒すべし其哨舎内に在るときに於ても決して警戒を怠るべからず又敬禮を行ふとき或は殊に警戒を要するときは哨舎より出づべし然れども敬禮の爲めに警戒を怠るべからず

銃前歩哨は其見聞したる事は直ちに之を衛舎に報じ又衛兵の執銃を要すべき時は執レ一銃と呼ぶべし

歩哨夜間の問查(特別の時又は特別の守則に依り夜間人の之れに接近するを許さざる時等)は次の如し

歩哨は夜間人の近接するときは止レと呼ぶ其人止れば誰レカと問ふ其人巡察又は斥候に非らざる時は通レと呼び己と反對の方向に行かしむ若し止レと呼ぶこと三回に及ぶも其人答へざるか尙ほ前進するときは銃を構へて之れを拒止す

銃前歩哨夜間人の近接するを見るときは止レと呼び止れば誰レカと呼ぶ彼巡察云々を答ふれば衛舎に向て巡察云々と呼ぶべし

又夜間軍隊の近接し來るを見れば止レと呼び彼れ止まらず前進し來るときは衛舎に向て執レ一銃と呼び尙歩哨は止レと呼ぶべし然れども彼れ尙止らず前進し來るときは衛兵は防禦の準備すべし

(二) 騎兵遊戯 Cavalry.

騎兵は歩兵と共に陸軍中の主兵なりとす而して其性質は速力及び衝突力にして警戒通報搜索斥候傳令及び追撃に於ては殊に卓越の價値を顯はすものとす

此兵種は一聯隊を五個中隊に分ち各中隊を四小隊に分つと雖戰時には四中隊を以て一聯隊となす

兵の組織の騎法

此兵種の騎法に四種あり

常騎 一分時間に 百二十五歩

速騎 一分時間に 三百歩

駈騎 一分時間に 五百歩

疾騎 一分時間に 七百歩

一步は  
零米突  
八十な  
りとす

にして速騎は重に戦闘運動に用ひ駈騎は開進の迅速なる側面運動或は襲撃の際に使用し疾騎は稀に開進正面變換追撃退却若くは迅速の集合を要するときに使用せらるるものなり

騎兵は全國を通じて十二聯隊あり

徵募の際此兵種に編入せらるゝ要點は成るべく馬匹の使用に慣れ體格は輕捷にして筋肉肥滿に過ぎざるものとす騎兵は其定色萌黃にして他兵科と同じく襟袖并に袴の外側に附す

此遊戯は騎兵の乗馬競走に擬したるものにして其組織に二種あり次に説明すべし

第一種組織

第一種組織

は四人を以て一組となす則ち先づ兒童を一行に並べ四數番號を以て全員を四部に分ち一二三を唱へし三兒を以て馬を組織し四を唱へし兒を騎手となすものとす

第一兒は適當の處に立ち第二兒は第一兒の背部右側に立ちて左手にて第一兒の右肩を抑へ其右手を第一兒の右手と緊握して鐙を作る第三兒は第一兒の背部左側に立ちて右手

かいくる手綱ゆるやかに、  
 敵にちかづき駈けたつる、  
 馬の力のつよきため。  
 くらつぼたく手に馴れて、  
 いななく聲のいさましき、  
 國の爲にはすまむの、  
 さまぞ足掻にしられける。

騎兵

作曲 白井規矩郎  
 作歌 旗野士良

騎兵



カイクル タヅナ エルヤカニ  
 くらつぼ たたく てになれて



フムアブ ミサヘ ココロセヨ  
 いななく こゑの いさましき



テキニ チカヅキ カケタツル  
 くにの ためには すすまむの



ウマノ チカラノ ツヨキタメ  
 さまぞ わがきにしられける

にて第一兒の左肩を抑へ左手を第一兒の左手と緊握して左方の鐙を作る是れにて一頭の乗馬出來せり然るとき第四兒は左方より跨ぎて右足を右方の鐙に左足を左方の鐙に掛け體を眞直にして乗り居るべし但し足に履下駄等を穿つべからず

第二種組織

**第一種組織** は三人を以て一組となす則ち先づ兒童を  
一列に並べ三數番號を以て全員を三部に分ち一二を唱へたる二兒を以て馬を組織し三を唱へし兒は騎手となるものとす

第一兒は適宜の處に立ち第二兒は第一兒の背部に立ちて上體を屈し雙手を以て第一兒の帶を緊握す但し頭部は可成下に屈む様になすべし是れにて乗馬出來せり然るとき第三兒は第二兒の背上に乗り雙手を第一兒の雙肩に掛くべし

以上二種の組織は其何れを施行するも教師の適宜なりと雖年少のものは可成第一の組織を採るを可とす

方法

**方法**

遊戯場の一方に綱を張り其綱を後ろにして四組若くは五組の騎手并に乗馬とも整立すべし騎手の前方凡そ十間若くは十五間の距離に騎手と同數の色旗を樹て置き騎手は其旗と同色の鉢巻をなすか若くは帽を冠す而して「始」の令下ると共に數頭の馬は騎手を乗せて競走し各同色の旗の下に至りしときは騎手其旗を執りて高く掲ぐべし其第一に掲げたるものを勝となす

勝敗

又た年長の兒に施行するときは其旗を執り捧げつゝ發程點まで速かに歸りしものを勝となすも可なり

●●●**騎兵實施學校** は此兵種の修學する處なり學科を戰術科馬術科の二科に分てり騎兵監の管轄する處にして教育總監之れを監督す



参考

斥候

慧敏

熱心

沈著

剛膽

参考

搜索勤務を分ちて偵察斥候巡察の三種とす

斥候勤務に使用すべき者は左の性質を具備せざるべからず

慧敏熱心沈著剛膽の四なり

慧敏なるものは未だ知らざるの地に於て其地形方位道路等を知り得るものなり

熱心なるものは久しきに耐へ勞を覺へずして能く其事を成就するものなり

沈著なるものは不意の事に驚かず能く其事を視察して任務を遂ぐるものなり

剛膽なるものは如何なる危険に遇ふも決して撓まらずして其事を成就するまでは已まざるものなり

砲兵遊戯

(三)

砲兵遊戯

Artillery.

砲兵は獨立して戦闘するの兵種にあらずと雖其性質卓越なる火力にあつて射距離威力破壊力等は何れも歩兵に超越し遠距離より障礙物掩蔽物等を破壊し得るは唯だ此兵の能くする處とす

此兵種は野戰砲兵要塞砲兵の二科に分たる野戰砲兵聯隊は三個大隊より成り第一第二大隊は野砲にして第三大隊は山砲とす一大隊は三中隊より成り一中隊は三小隊より成る全國を通じて十二聯隊あり

是他要塞砲兵は全國に四聯隊二大隊あり

徵募の際此兵種に編入せらるゝものは體力強大にして視力清明なるものとす

此兵種は總て黄色を以て定色となす

此遊戯は砲兵の實彈を發射するに擬したるものなり

組織

此遊戯は四人を以て一組となす則ち先づ兒童を

一小隊は砲二門よりなる

組織

砲兵遊戯

砲兵

作曲 白井規矩郎  
作歌 旗野士良

こみ矢とる手に精神を、

そへてこめたる破裂弾、

味方の進路さまたげず、

ねらひは敵の前をうて、

無煙火薬に柘榴丸、

距離も照星度もあやまたず、

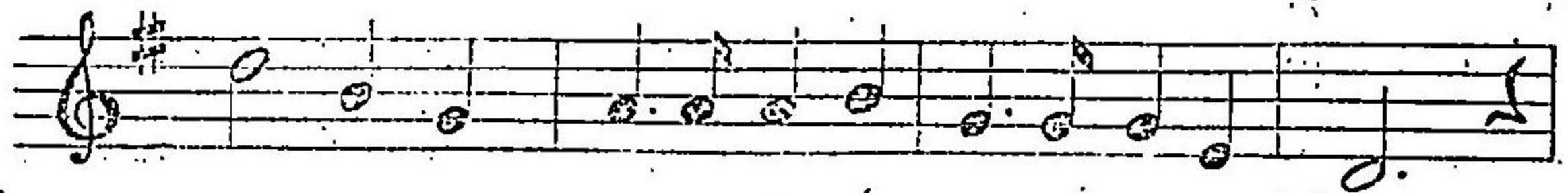
晴たる空の落雷に、

愕く敵の叫喚聲。

砲兵



コミヤトルテニセイシンヲ  
ひえんくやくにざくろだま



ソヘテコメタルハレツガン  
きりもねらひもあやまたず



ミカタノシンロサマタゲズ  
はれたるそらのらくらいに



ネラヒハテキノマヘヲウテ  
おどろくてきのさけびとる

一列に並べ四數番號を以て全員を四部に分ち一及び三を唱へたるものは彈丸となり二は砲身と砲架とを兼ね四は掌砲兵となるものとす

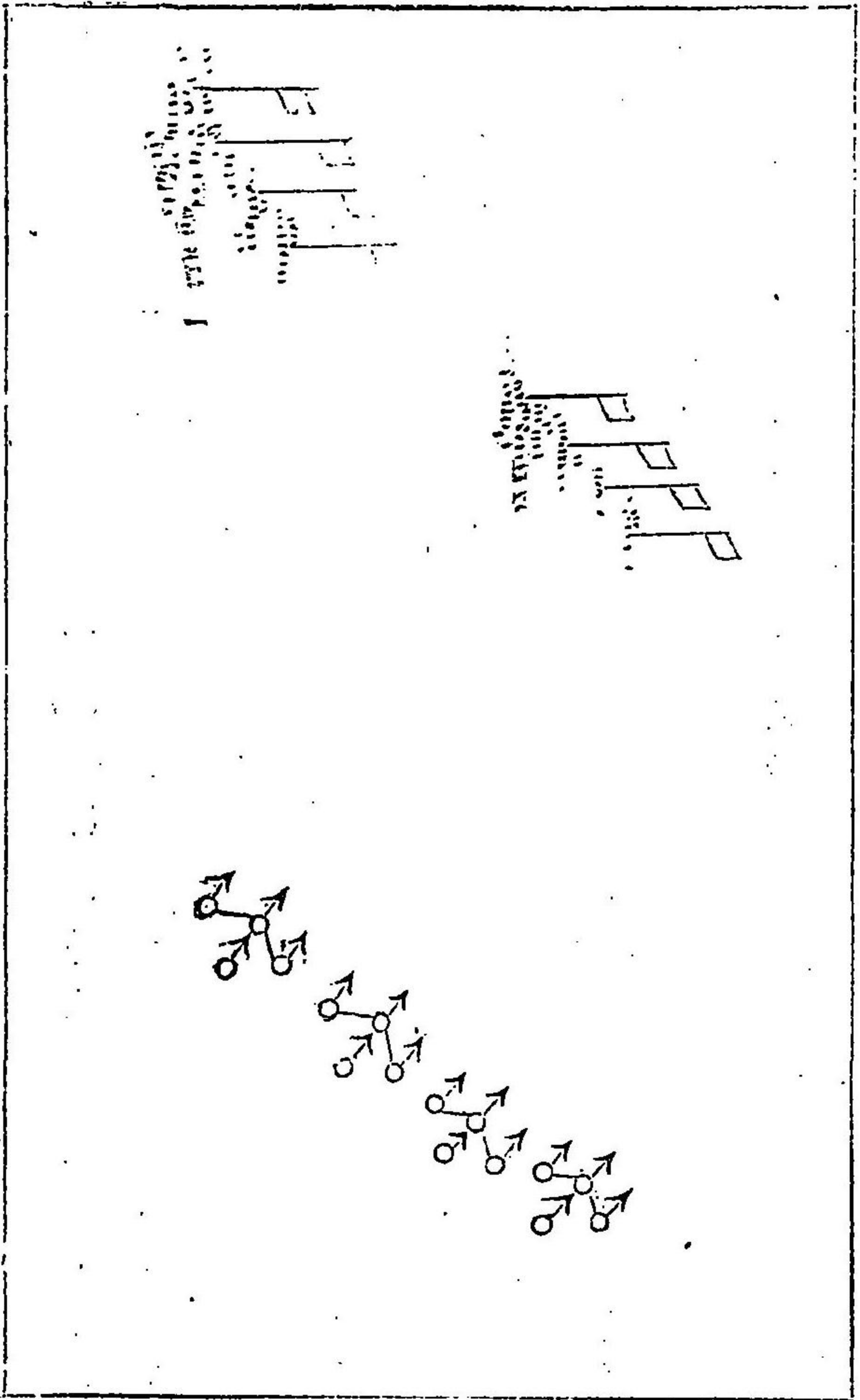
先づ第二兒は適當の處に立ち第一兒は其右方に第二兒と併行に立ち第三兒は第二兒の左方に併行して立つべし此時第二兒は右手を第一兒の左手と、左手を第三兒の右手と執るべし第四兒は第二兒の背部に立ちて其帶を左手にて執り右手に小き色旗を持つべし

方法

**方法** 數個の砲及び砲兵は遊戯場適宜の處に整列すべし併して其前面凡そ十五間乃至二十間の距離に左右の二部に分ちて砲兵の旗と同色の旗を彈丸と等しき數に樹つべし則ち次に示すが如し

教師が「始メ」の令を下すと同時に軍歌を歌ひつゝ凡そ十六

歩歩調を合せて進行す此時掌砲兵は小旗にて砲身に令する



と同時に第二兒は左右の手を離つべし此時一兒は右方へ第

三兒は左方へ走りて速かに己の組と同色の旗を抜き高く掲ぐべし但し此勝敗は可成左右同時に旗を掲げたるものを勝とすれば一方の旗のみ第一に掲げたるものありとも第二に雙方同時に掲げたるものありしときは勝は其組にあるものとす此遊戯は人員の多きときは二砲若くは三砲を結合して第一軍第二軍に分ち競走せしむるも可なり砲及び砲兵は發砲せし處に停立して軍歌を歌ふべし

教師は其始めに於て正しく四小節若くは八小節の軍歌を終りて發砲せしむること又た勝敗の判定に付て綿密敏捷に注意するを要す

砲兵の學校

此兵種の修學すべき學校四舎あり

- 陸軍砲工學校
- 陸軍野戰砲兵射擊學校
- 要塞砲兵監督轄す
- 野戰砲兵監督轄す

陸軍要塞砲兵射擊學校 要塞砲兵監督轄す

以上の三校は何れも教育總監の監督する處にして

陸軍砲兵工科學校 是砲兵工廠提理之れを管轄し陸軍大臣の監督する處なりとす

參考

此兵の射撃に三種あり一を緩徐射撃一を尋常射撃一を急射撃といふ

緩徐射撃 是中隊長自ら各發射の命中効力を確實に觀測し又たは射撃の指揮を確實に掌握せんとするとき適用せらるゝもの

尋常射撃 是各發射時間約十五秒にして一分時間に平均四回發射し得るもの

急射撃 是一分時間に十五回發射するものにして此適用は瞬間に經過する好機會を逸せしめざる爲なり

ものゝおみのなとこは夫君の

まげのまに／＼きくとふものぞ

(四) 工兵遊戯

Pioneer.

工兵は歩騎砲の三兵種に次ぐ特殊の兵種にして戦争中工術上の作業を必極として設置せられたるものなり則ち野堡を築造し道路を修繕し橋梁を架し工作物を破壊し或は地雷戦を交ふるに任ずるものとす

我國にては野戦工兵鐵道工兵の二種に分たる則ち鐵道工兵は鐵道隊を編成して軍事上に必要なる簡易の鐵道布設軍事電信架設及び敵國に於ける鐵道の破壊修理使用等の事を掌り又た通信の管理上輕氣球及び傳書鳩等の研究は此隊に於て主として研究せらるゝものとす

此兵種は大隊編制にして一大隊を三中隊に分ち一中隊を三小隊となす全國通じて十二大隊あり

此兵種の定色を鳶色となす

徵募の際此兵種に編入せらるべき要點は成るべく工兵の作業に適當し精力あるものとす

此遊戯は戰時に工兵が簡易なる橋梁を架するに擬したる

ものなり

組織

全員を一行に排べ之れを二分して各二數番號を唱へしめ第一兒の左手と第二兒の右手とを結束して匍匐せしむ斯の如く二人を一組となしたるものに兩軍とも則ち前に二分したるとき甲を第一軍乙を第二軍となす順數番號を與へ置くべし

方法

方法

地上に起程點と到著點との二線を畫し置くべし其距離は人員の多少に依り十間乃至十五間を距つべし併して兩軍とも始メの令にて各第一番の一組匍匐して出でたるときは直ちに第二の一組は第一の背部に續き其第一兒は右手を前部第二兒の帶に掛け進行し直ちに第三第四と斯の如く繼續して進行し何れか速かに第一番の組の到著點に著したるものを勝とす

荒瀬の川に橋なくば、  
 嶮岨しき山に道なくば、  
 わが軍隊は猛くとも、  
 いかになららんこえゆかん。  
 棧道架橋なんのその、  
 石壁土壘たちまちに、  
 築くは敵の弾丸のなか、  
 時はおほかた夜のやみ。

工兵

作曲 白井規矩郎  
 作歌 旗野士良

五 兵



アラセノカハニ ハシナクバ  
 さんだらうかけら なんのそ の



ケハシキ ヤマニ ミチナクバ  
 せきへき どるゐ たちまち に



ワガグン ターイハ タケクト モ  
 きづくは てーきの たまの な か



イーカニ ワタラン コユカ ン  
 とーきは おほかた よるの や み

但し此遊戯は成るべく芝原か若くは砂のある處にて行ふべし砂利の敷ける處にては行ふべからず

陸軍砲工學校は砲工兵科の少尉を砲工兵隊及び鐵道隊より分遣して學生とし之れに砲工兵科の勤務に必要な學科を教授する處にして教育總監之れを監督す

參考 近來軍事擴張の結果として鐵道隊は獨立して一種殊別のものとなり大隊組織に編制せらる併し其定色は本隊と同じく灰色にして唯だ肩章と靴とに差あるのみ則ち本隊の肩章は亞刺比亞數字にて聯隊番號を記すと雖鐵道隊に於ては數字に代ふるに斧を交叉したる肩章を有し又た工兵の靴は半長の如きものを用ふれども鐵道隊は普通の短靴なり

(五) 輜重兵遊戯

Commissariat.

此兵種も工兵と共に軍の補助兵に屬す併し工兵は時に依り戰闘中に參加すと雖此兵種は全く戰闘に参加せずして駄馬及び車輛に依て軍需品の運搬のみを掌るものとす

此兵種も大隊組織にして一大隊を二中隊に分つ全國通じて十二大隊あり

此兵種は藍色を以て定色となす

徵募の際此兵種に編入せらるゝ要點は成るべく馬匹の使用に慣れ且つ膂力あるものとす

此遊戯は輜重輸卒の物品を輸送するに擬したるものなり是れに二種あり甲は兒童を物品として輸送する遊戯乙は物品を輸送するの遊戯なり

甲の組織

兒童は一列に排へ三數番號を唱へしめ其(一)

輜 重 兵



ヤーセン、サンセンヲチコチノ  
いーばら はえたる さかみちも



サーマヲ ハカリテ ハタラケヨ  
おーせや おせおせ そのくるま



ヤダマノ ツーツク ツヅカヌハ  
わがせん いーらの いのちとも



フレラガ ツートメ ヒトツナリ  
いふべき かってを のせたるぞ

輜 重 兵

作曲 白井規矩郎  
作歌 旗野士良

野戦山戦遠近の

形勢をはかりてはたらけよ、

矢弾のつゞくつゞかぬは、

われらが勉強ひとつなり。

荆棘はえたる坂路も、

おせやおせくその輜

わが戦友のいのちとも、

いふべき兵糧をのせたるぞ。



方法

を以て輸卒とし(二)(三)の兩兒を物品となす

**方法**

遊戯場に甲乙の二線を畫し其距離を八間乃至十間とし其甲の線に第一兒のみ併立し乙の線上に(二)及び(三)兒第一兒と對向して併立す「始メ」の令と共に第一兒は先づ乙線に疾走して第二兒を伴ひ己の舊位置に立たしめ次に又た乙線に到りて第三兒を伴ひ來り其最速かに二三の兩兒を併立したるものを勝とす故に此遊戯は第一兒は上級生第二第三の二兒は下級生を以て組織するも可なり

第二組  
組織

**乙の組織**

是れは別に人員の定限なし一列に排へ各兒の右肩に長さ二三尺の棒を擔はしめ其兩端に成るべく落ち易き物品を懸けしむ但し此物品は各自同一のものなるを要す

**方法**

右の組織出來したるときは兒の列より前面凡そ

方法

十間計を距て一線を畫し置き「始メ」の令と共に各兒は其儘疾走し物品を落さずして成るべく速かに到著したるものを勝とす

(六) 傳令遊戯

Aid-de-Camp.

此遊戯は戰地に於て上官の命令を各部屬に傳達せる狀に擬したるものなれども其方法の實際と異なるは管だ簡易なる一の遊戯なればなり

組織

組織

全員中の一兒を撰拔して司令官となし其他の兒を二部に分ち相對向して併立せしむ其距離凡そ五六間を隔つべし而して各部より各一兒傳令使として撰拔す

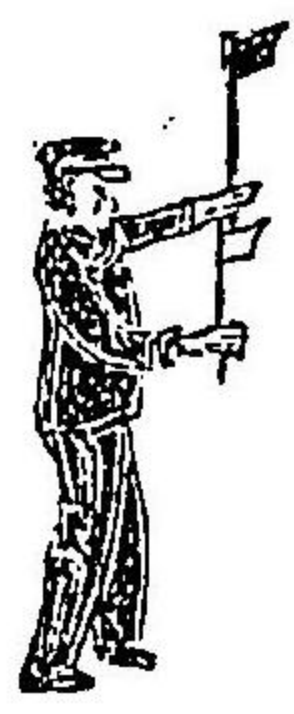
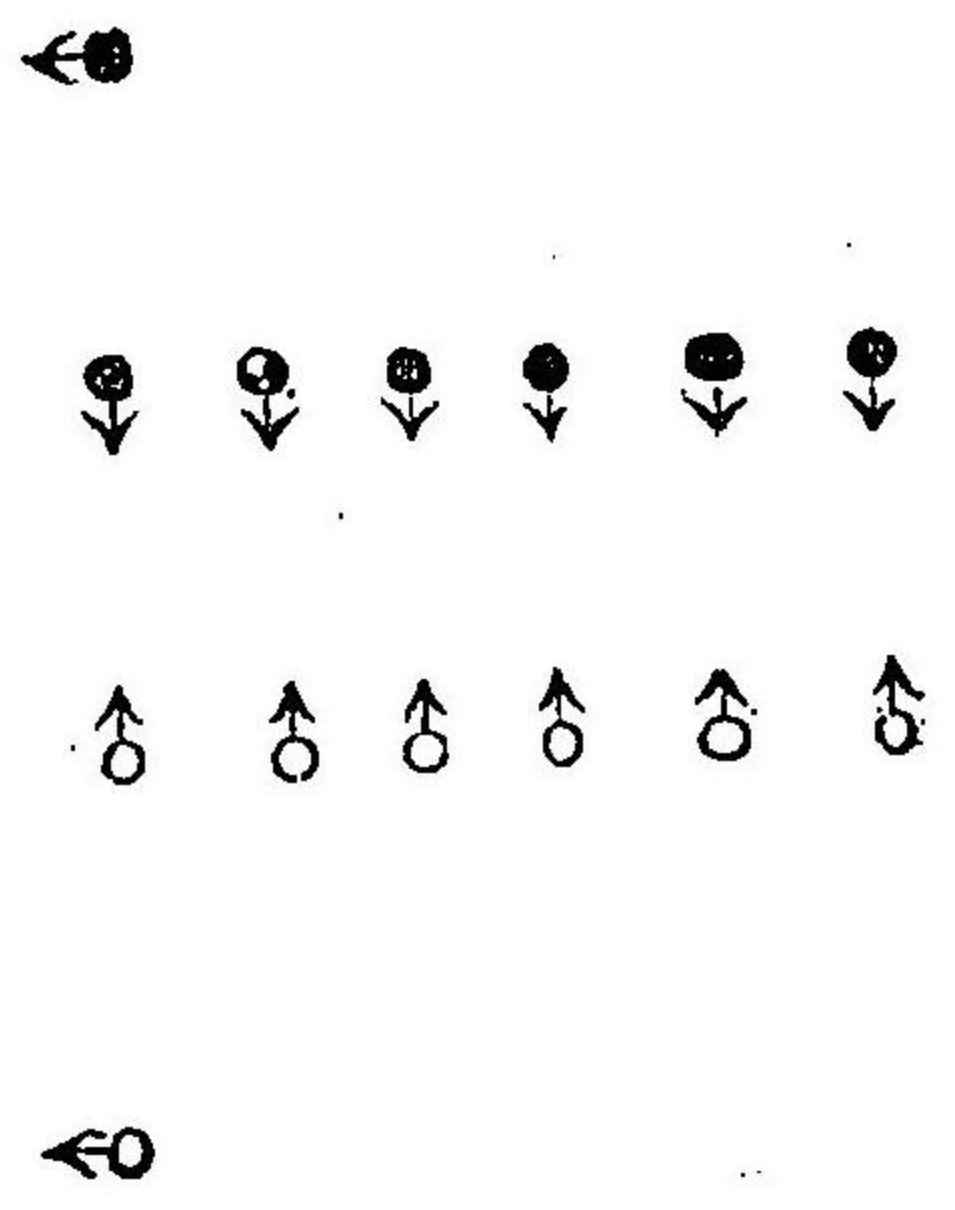
傳令使は常に各自己の部隊の後背に凡そ三間計の距離に立つべし

方法

方法

司令官は豫め赤白二色の小旗を持ちて適宜の處に立つべし兩部の傳令使は何れも己れの部下に順數番號を稱へしめ其終りしを見て司令官は同時に兩傳令使に小旗を

授くべし傳令使は是れを受けて直ちに疾走して己れが部下の第一兒に授く第一兒は旗を受くるや直ちに疾走して是れ



を末番の兒に授く(但し此際は兩部の兒とも列の前面を通行するものとす)末番の兒は直ちに列の後を通りて其旗を傳令使に戻す傳令使は又た之れを二番兒に授く二番は又た之れを末番より第二の兒に授け此第二兒は又た傳令使に戻す斯くして列の中央より先きは前の反對に前に授けたるものは受くる方となり傳令使に戻す方順次に行ひて全列の授受を了り傳令使に戻りたるときは兩傳令使は直ちに疾走して其旗を司令官

傳令使



カンバニ ムチウチ ムチウチ ムチウチ  
たづなを かいくり かいくり かいくり



ノリキル サカミチ カケコス ヤマミチ  
さたいに のりつけ うたいた のりつけ



ジュシャウノ メイレイ ブンタイ ニ  
きみつの めいれい ふくみたる



ツタフル マデ ハイキイレズ  
くちには ほかの こといはず

傳令使

作曲 白井規矩郎  
作歌 旗野士良

汗馬にむちうち、むちうちむちうち、

乗切るさかみち、駈越すやまみち、

主將の命令、分隊に、

つたふるまでは、息いれず。

手綱をかいくり、かいくりかいくり、

左隊に乗りつけ、右隊にのりつけ、

機密の命令、ふくみたる、

口にはほかの、事いはず。

傳令使

に戻す則ち其最も速かなるを勝とす  
 尤も此遊戯は人員の數に應じ數組に分ち數人の傳令使を  
 設くるも可なり又た四組に分ちて二組づゝ連合して競走を  
 行はしむるも可なり

(七) 旅團演習遊戯 Brigade.

旅團とは師團中の一部分にして我國に於ては各兵科中營だ歩兵のみ旅  
 團編制を有し近來軍備擴張の結果として他の兵種にも旅團編制を適用  
 せらるゝに到りしと雖未だ僅かに二三のみ其他は總て聯隊組織若くは  
 大隊組織なりとす則ち一旅團の編制は二箇聯隊より成り一聯隊は三大  
 隊より一大隊は四中隊より一中隊は三小隊より一小隊は二個以上五個  
 以下の分隊より成立せるものなりとす

旅團長は陸軍少將を以て補任せられ師團長の令下に屬するものにして  
 其任務は部下歩兵二聯隊を統率し旅團を以てする訓練に任じ枝隊演習  
 を統監するにありとす  
 現時旅團の配置は全國を通じて二十四箇所にあり

此遊戯は頗る活潑勇壯なるものにして體軀の健強を保全  
 するのみならず能く協同衷和して一致團結せば數十萬の大

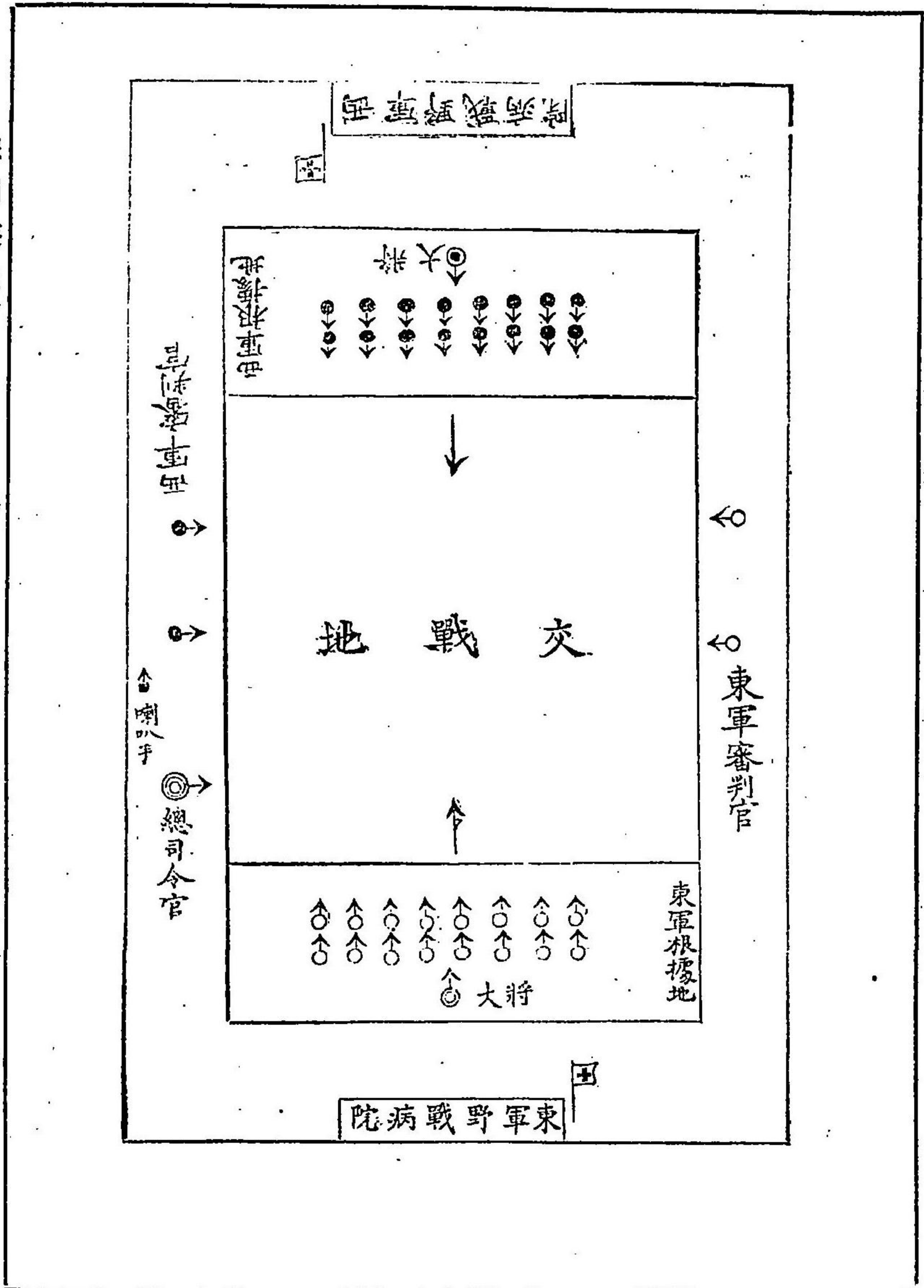


信號用喇叭若くは振鈴

**組織**

先づ全員を遊戯場の中央に二列に整立せしめ順  
 數番號を稱せしむ而して全員中最も勢力と人望とを有する  
 もの二人を選擧して兩軍の旅團長となす旅團の名稱は東西  
 の二軍に分つも南北の二軍と稱するも赤白の旗色に依て名  
 くるも亦た第一旅團第二旅團と云ふも便宜に従ひて可なり  
 斯の如くにして兩軍各其衛戍地を定めて軍旗を樹て各一方  
 を衛戍すべし次に交戦地より少しく遠かりて赤十字の旗を  
 樹て是れを病院に擬す

斯の如く全員を二分して各衛戍地に赴かしめ兩旅團をも  
 各一人の旅團長を設く今其全員を六十人と假定するときは  
 從軍牌を凡そ次の如き標準に分與すべし但し旅團長は唯だ  
 部下の演習を統監するのみにして其動作には加はらざるも



のなれば牌を要せずと雖他のものと視別し易き爲め所持するものなり

旅團長	少將	一人	聯隊長	大佐	一人
大隊長	少佐	二人	中隊長	大尉	四人
大隊副官	中尉	一人	旗手	少尉	一人
特務曹長		二人	曹長		二人
軍曹		三人	上等兵		三人
一等卒		三人	二等卒		三人
軍醫		二人	砲丸		二人

計三十人 則ち一方の旅團の人員なり

**注意**

以上の従軍牌は略々旅團の實際に依りて組織したりと雖砲丸の如きは素より一の遊戯にして假設のものなりとす

斯くの如くにして全員猶ほ是れより多數なるときは適宜

に此牌を増加すべしと雖其標準は可成参考の部に掲げたる聯隊以下の職員数を參酌して施行するを可とす

次に各旅團長は此牌を部下に配與すべし而して其是れを與ふるときは常に裏面のみを出して受くるものに其何たるやを知らしめずして與ふるものとす又た授けたるものは其牌を敵に知られざる様に所持すべしと注意せしむべし

次に第一旅團のものは何れも白色布を第二旅團のものは何れも赤色布を各自の左腕に緊縛して一見して其所屬の何たるやを知り易からしむ

**演習作戰法**

**作戰法**

以上の作戰計畫整頓したるときは教師之れが總督となり又た審判官をも兼務して用意の令を兩旅團長に傳ふ但し時

かしこくもかしこきや、  
 天皇陛下のみ手づから、  
 天津日の御影をば、  
 そびらにおひて敵軍に、  
 あかねさす日の光、  
 およばむ國のかぎりまで、  
 かしこくもかしこきや、  
 天皇陛下のみ手づから、  
 天津日の御影をば、  
 そびらにおひて敵軍に、  
 あかねさす日の光、  
 およばむ國のかぎりまで、  
 かしこくもかしこきや、  
 天皇陛下のみ手づから、  
 くだしたまひし陸軍旗。

陸軍旗

作曲 白井規矩郎  
 作歌 旗野士良

陸軍旗



カーシーコクモカシコキヤ テンワウヘイカノ  
 かーしーこくもかしこきや てんわうへいかの



ミデヅカラ クダシタマヒシリクグンキ  
 みてづから くだしたまひしりくぐんき



アマツヒノミカグラバ ソビラニオヒテ  
 わかねさすひのひかり およばんくにの



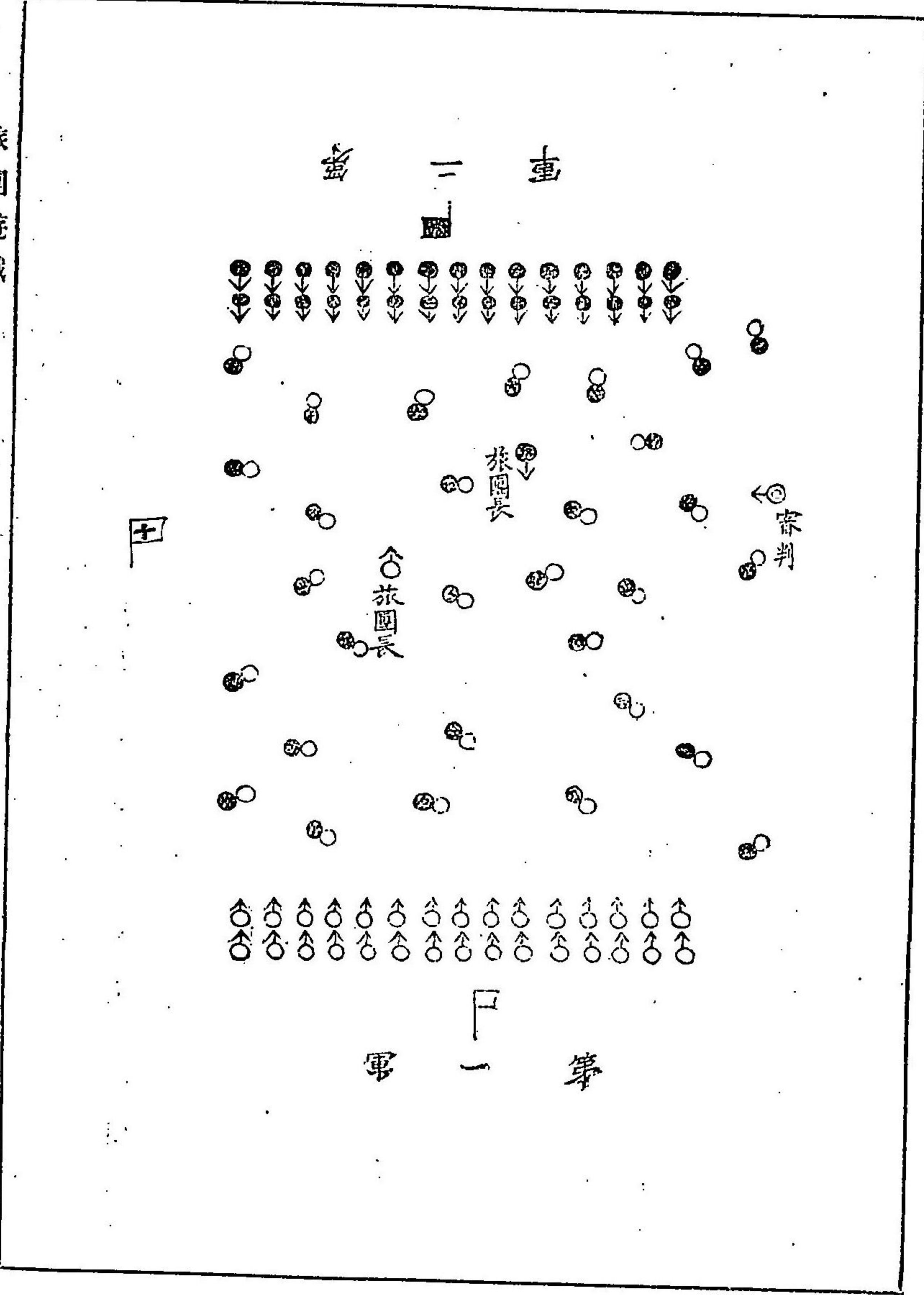
テキグンニ タマヒシムカシカタドリテ  
 かぎりまで こくるをともにてらせよと



開戦及  
休戦

宜に依り教師は副官として適宜の児童を採用するも可なり  
 茲に於て兩軍は各其衛戍地に相對向して各自從軍牌を秘  
 藏して唯だ開戦の令あるを待つ兩軍の用意整頓せるを總督  
 認知したるときは傳令を以て開戦の命を兩旅團長に知照す  
 るか若くは豫め設置せる喇叭手或は信號旗に依り開戦を令  
 すべし  
 一度開戦の令下るや兩軍は直ちに呐喊進撃して各自隨意  
 に敵の一人と組み付くべし尤も亂打粗暴の動作に渉るは固  
 く禁止置くものとす  
 此交戦約二分時間乃至五分間にして總督休戦の令を傳へ  
 或は吹奏せしむ則ち兩軍交戦の狀は後頁の如し  
 斯の如く雙方とも組合居ると雖休戦の令ありしときは直  
 ちに兩軍とも各自の組合を止めて其處にて雙方從軍牌を比

旅團遊戯



較すべし而して之れを前に掲ぐる交戦規定に照して勝敗を承認し捕虜とすべきは捕虜とし負傷者となりしものは赤字に入院せしむ

交戦規定

交戦規定

旅團長

兩旅團長

は任意に戦地に出入して戦況を視察するを得又た何人も之れに攻撃するを得ざるものとす

同級牌

同級牌

組み合たる兩人が一方は第一旅團の大隊長一方は第二旅團の大隊長又は旗手と旗手との如く同級牌なりしときは雙方負傷せるものとして赤十字病院に收容して勝敗の數に算せず

捕虜

捕虜

組合たる一方一級にても階級の上なる牌を所持するときは其下級者を捕虜となす

假令は中隊長と大隊副官なれば中隊長は副官を捕獲し聯隊長と大隊長なれば聯隊長は大隊長を捕獲するが如し捕虜は我が軍中へ引率し來るものにして其捕虜となりしものは勉めて謹慎を表し又た捷者は捕虜を親切に取扱ふべきものとす

砲丸

砲丸

砲丸と組み合ひたるものは(軍醫を除き)何人と雖負傷者として赤十字病院に收容せらるべし

但し此際砲丸は自己の軍隊に歸るものとす又た砲丸と砲丸と組みたるときは雙方とも病院に收容せらるべし

軍醫

軍醫

何人と雖軍醫と組みたるものは其腕章を褫奪せられ其遊戯一回は勝敗の數に算入せられざるものとす軍醫と軍醫と組み合たるときは雙方赤十字病院に入るべし軍醫と砲丸と組みたるときは砲丸は腕章を褫奪せられ軍

凱旋

醫は赤十字病院に收容せらる

**凱旋** 審判官の勝敗を判定したる結果勝軍となりし組のものは捕虜となり居るものも又た赤十字病院に居るものも等しく凱旋の軍歌を唱ふべきものとす此時敗者は可成靜肅を保つべきものとす

**無勝敗**

捕虜數兩軍とも同一なるときは勝敗なきものとす

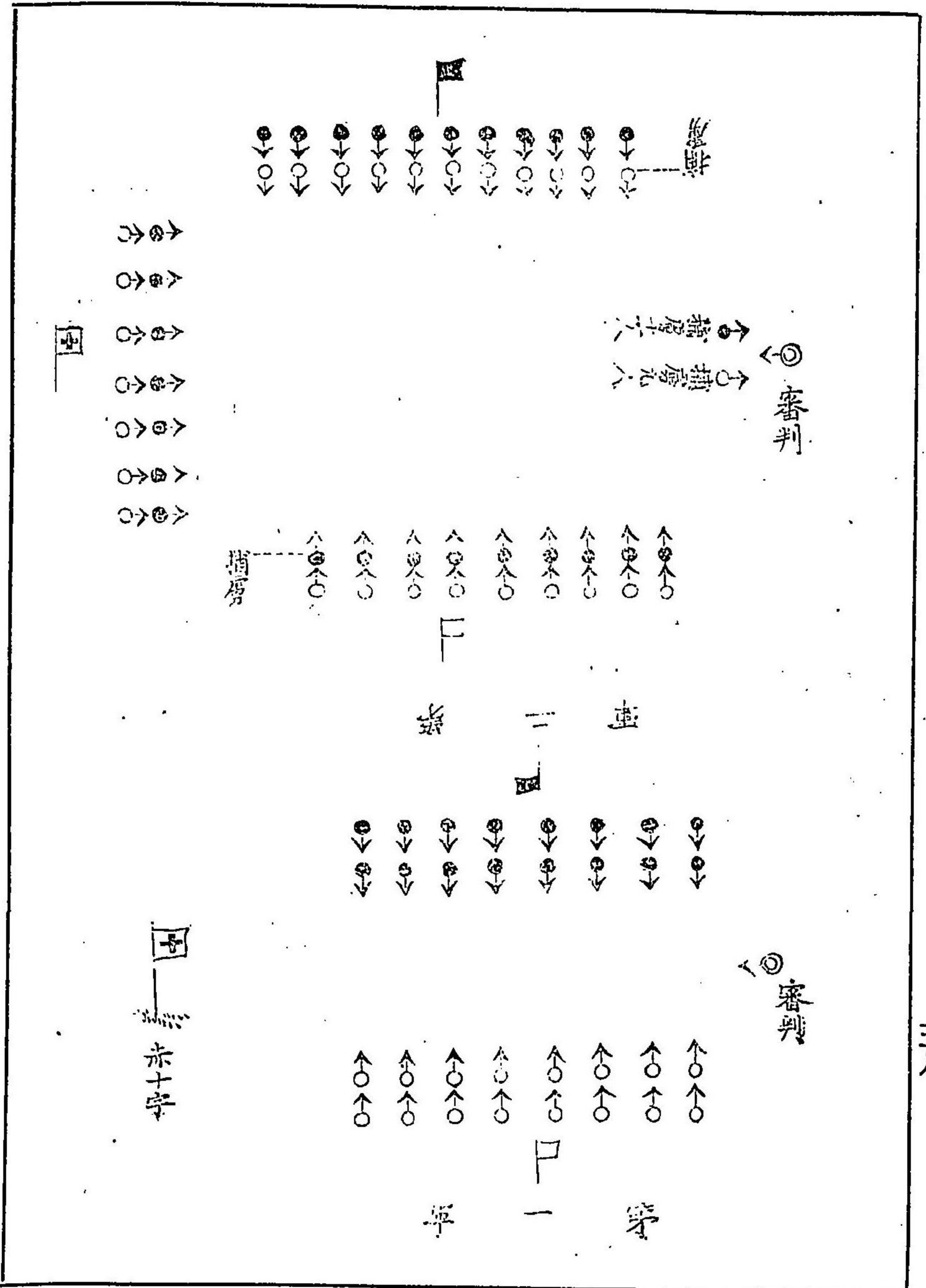
全員の組織を新規にせずして其儘數回繼續するときは一回の終り毎に旅團長は部下の從軍牌を領收して更に適宜に分與すべし

則ち兩軍休戦して此規定に據り次の如き成績を生じたるものと假定して

第一旅團白軍

第二旅團赤軍

大隊長	軍醫	白は隊を離る
聯隊長	聯隊長	雙方に入る
中隊長	軍曹	赤白勝敗
曹長	上等兵	赤白勝敗
軍醫	中隊長	白は隊を離る
旗手	特務曹長	赤白勝敗
二等卒	一等卒	赤白勝敗
砲丸	軍醫	白は隊を離る
砲丸	砲丸	雙方に入る
上等兵	大隊副官	赤白勝敗
一等卒	旗手	赤白勝敗
大隊副官	大隊長	赤勝
特務曹長	中隊長	赤勝



判定

参考  
聯隊の  
職員

一等卒 二等卒 白勝

砲丸 聯隊長 白は自隊に歸る 赤は赤十字へ

各軍の勝者は捕虜を引率して退却し各軍衛戍地の前面に整列せしめ捕獲者は其後面に立ちて旅團長の檢閲を受くべし

兩旅團長は其捕獲者を檢閲して結果を總督の下に來りて報告すべし

總督は兩旅團長の報告に依て其捕虜數の多き旅團を勝者と判定すべし旅團長其判定を齎し歸營するや勝軍は直ちに軍旗を捧げつゝ凱旋の軍歌を唱ふべし茲に於て遊戯一回了るものとす

参考 聯隊以下の職員は次の如し

一箇聯隊の職員

旅團遊戯

大隊の職員

聯隊長	大中佐	一人	聯隊副官	大尉	一人
聯隊附	少佐	一人	聯隊附	軍醫正(二等)	一人
旗手	少尉	一人	書記	軍曹	二人
縫工長	下長	一人	靴工長	下長	一人
武器掛	軍曹	一人	喇叭長	軍曹	一人
縫工	二十人		靴工	十人	

聯隊附二等軍醫正は第一大隊醫官の職を兼ね  
 ○他に軍吏部書記一名は  
 第一大隊軍吏の許に在りて勤務に服す  
 ○戦時には聯隊附少佐二等軍醫  
 正喇叭長武器掛を減ず

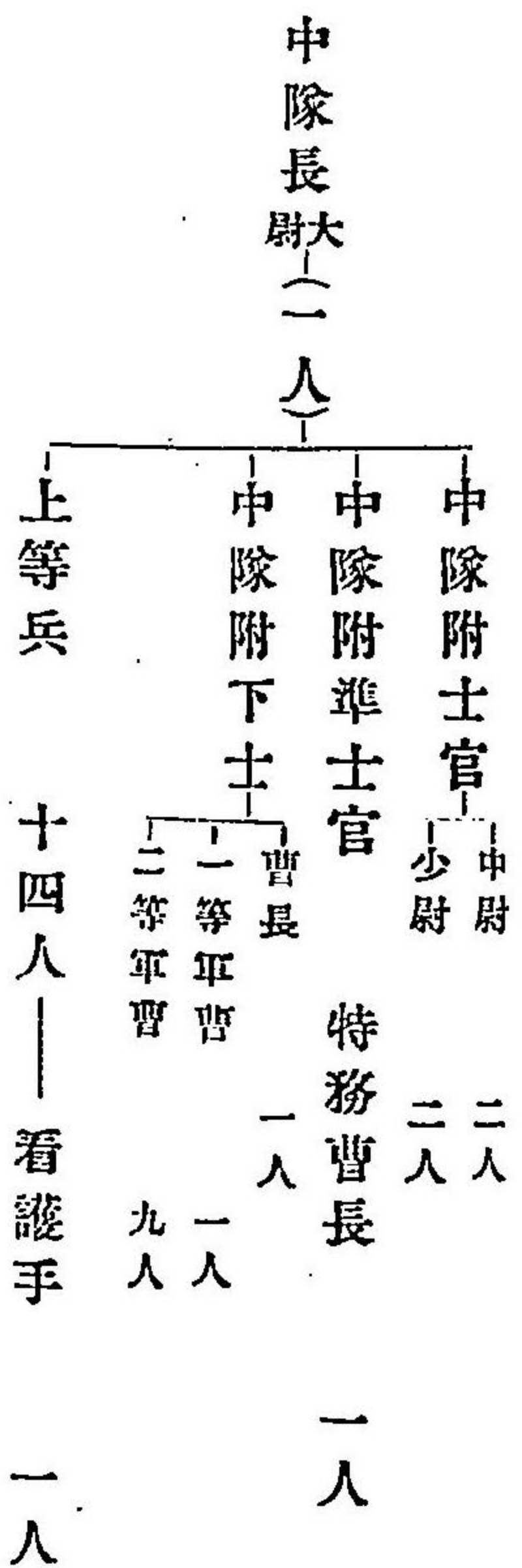
一箇大隊の職員

大隊長	少佐	一人	大隊副官	中尉	一人
軍吏	二等軍吏	一人	醫官	一等軍醫 二等軍醫	一人
書記	軍曹	二人	軍吏部	書記	一人
看護長		一人	武器掛	軍曹	一人
喇叭長	軍曹	一人	銃工長		一人

中隊の職員

銃工下長 一人 炊事掛 軍曹 二人  
 第一大隊の軍吏は一等軍吏にして聯隊兼務とす戦時に在ては書記一名及び武器掛を減ず

一箇中隊の職員



戦時に在つては中隊附士官の内一名を減じ他の三名は小隊長の職を執り中隊附進士官は小隊長の補缺とす  
 一等軍曹の中一名は平時戦時に拘はらず給養掛の職を掌り他は平時に在つては給養班長及び副班長の職を執る戦時に於ては給養掛の軍曹を除き其人員十四名とし分隊長の職を執る  
 戦時に在ては上等兵の人員を二十四人として之を各小隊に平分し小隊は之

を分隊は平分し分隊長の補缺たらしむ内一人は分隊長たらしむ又平時に在つては各給養班に平分し給養班長の輔佐たらしむ  
看護手は中隊の兵員中にありと雖中隊獨立せる場合を除くの外は凡て大隊醫官の指揮に従ひ其職務に服す

軍旗

軍旗

我が皇國の軍旗は一に聯隊旗と稱へて  
天皇陛下の親授し給ふ者にして其聯隊を表章す則ち軍旗は聯隊の反映なるを以て軍旗の向ふ所は彈丸雨飛の中は勿論假令火水の中と雖又如何なる困苦も糧食の缺乏も之を避くべからず故に軍人の生命は軍旗の下に斃るべきものとす

勅語

軍旗御授與の勅語は次の如し

今般何兵第何聯隊編制成ルヲ告ク依ツテ今軍旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力同心シテ益々威武ヲ宣揚シ以テ國家ヲ保護セヨ  
聯隊長の之に對する奉答は次の如し  
謹ンテ明勅ヲ奉ス臣等死力ヲ竭シ誓ツテ國家ヲ保護セン

軍旗授與の年月日

各聯隊に軍旗を授與せられたる年月日は次の如し

近衛歩兵第一聯隊	同	明治七年一月廿三日
同 歩兵第二聯隊	同	上
同 歩兵第三聯隊	同	明治十八年十月廿七日
同 歩兵第四聯隊	同	明治二十年五月廿四日
師團歩兵第一聯隊	同	明治七年一月廿三日
同 歩兵第二聯隊	同	上
同 歩兵第三聯隊	同	上
同 歩兵第四聯隊	同	明治八年九月九日
同 歩兵第五聯隊	同	明治十一年十二月廿九日
同 歩兵第六聯隊	同	明治七年十二月十九日
同 歩兵第七聯隊	同	明治八年九月九日
同 歩兵第八聯隊	同	明治七年十二月十八日
同 歩兵第九聯隊	同	上
同 歩兵第十聯隊	同	上

師團步兵第十一聯隊	明治八年九月九日
同 步兵第十二聯隊	同 上
同 步兵第十三聯隊	同 上
同 步兵第十四聯隊	明治八年九月九日
同 步兵第十五聯隊	明治十八年七月廿一日
同 步兵第十六聯隊	明治十七年八月十五日
同 步兵第十七聯隊	明治十九年八月十七日
同 步兵第十八聯隊	明治十七年八月十五日
同 步兵第十九聯隊	明治十九年八月十七日
同 步兵第二十聯隊	明治十八年七月廿一日
同 步兵第二十一聯隊	明治十九年八月十七日
同 步兵第二十二聯隊	同 上
同 步兵第二十三聯隊	同 上
同 步兵第二十四聯隊	同 上

騎兵聯隊は何れも明治廿九年十一月廿日軍旗を授與せらる其他の新設聯隊

は編者未だ詳知せず

今日よりはかへりみなくて大君の、

三この御橋といでたつわれは、 今奉部與曾布

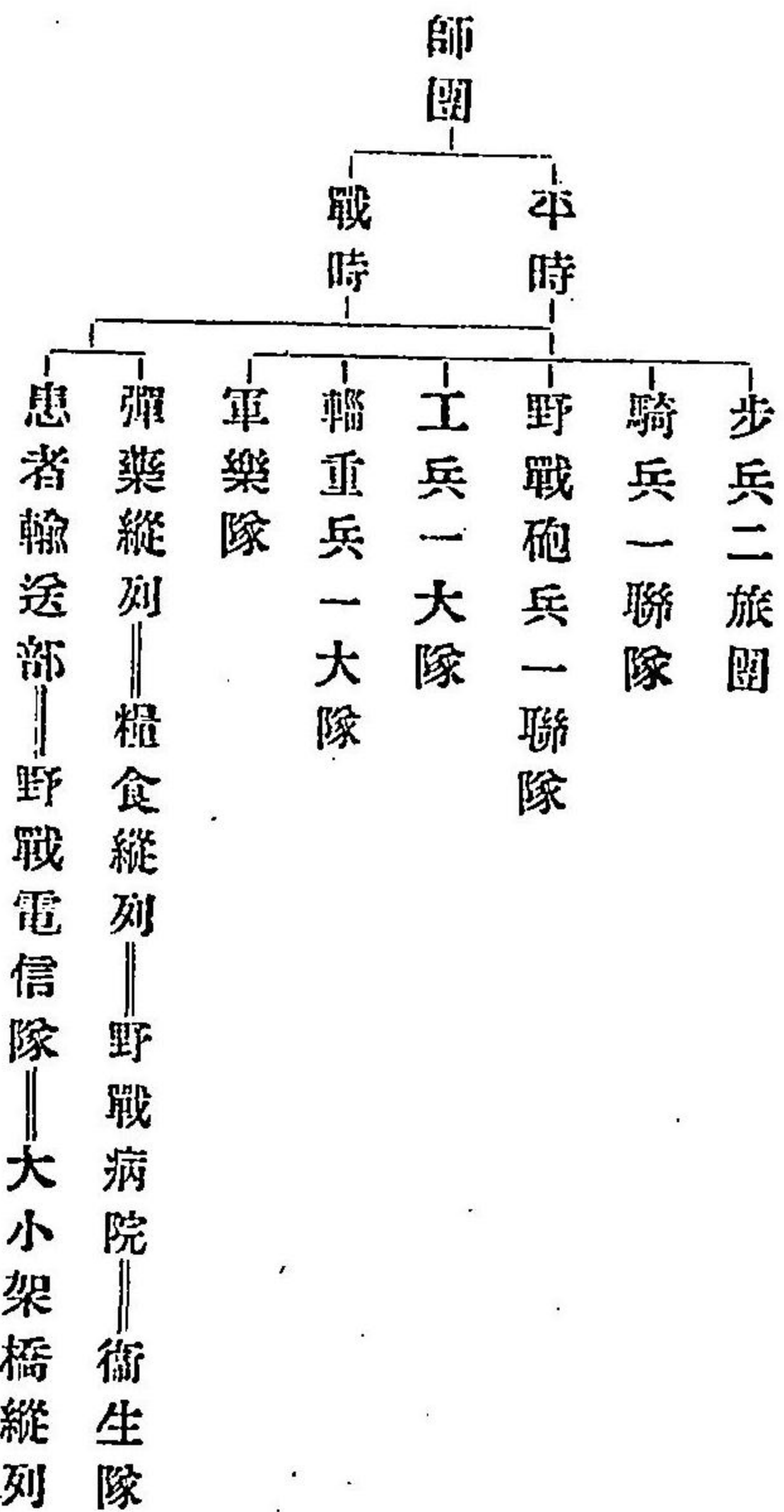
君が爲世の爲何をしからむ、

捨ていかひある命なりせば、 中務卿宗良親王

(1) 師團演習遊戯

Provincial Division.

師團とは軍の大なる編制を云ふものにして司令部參謀部副官部法官部軍醫部獸醫部に分つ師團平時の組織は次の如し



師團長は陸軍中將を以て補し 天皇陛下に直隸す而して其任務は部下軍隊及師管内にある要塞砲兵隊の統率 主管に係る各部團隊の動員計畫

師團の組織

師團長の任務

部下軍隊の練成

徴兵事務及召集事務の統轄

師管内の防禦 陸軍諸官衙諸建物の保護

師管内の陸軍々隊 官衙に於る軍紀風紀の統監

聯隊區及警備區司令部警備隊司令部軍法會議の管轄

宮闕の守衛 但し近衛師團に限る

屯田兵の徴募補充及開墾耕稼の事 第七師團に限る

の如し而して師團は全國を通じて十二師團(近衛師團を除く)あり

此遊戯は其運動勇壯活潑變化自在にして趣味甚だ深く男兒の遊戯としては極めて適當にして且つ之れによりて共同團結の心志を涵養し心性を敏捷にするの効あり

遊具

次の如し

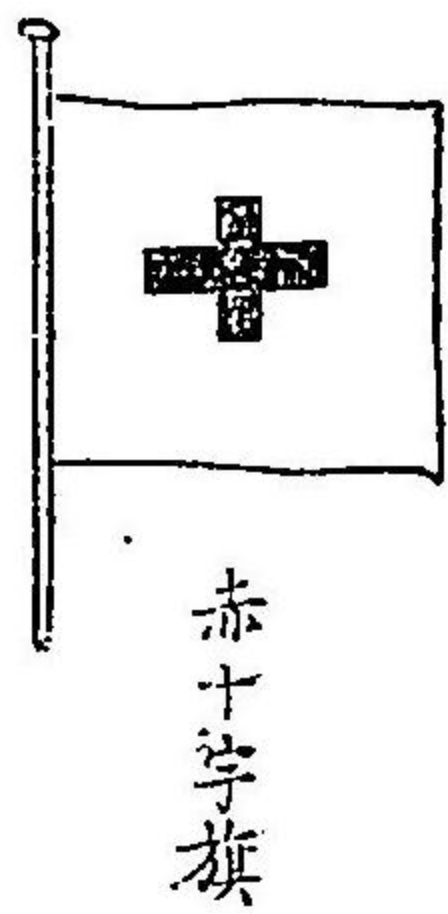
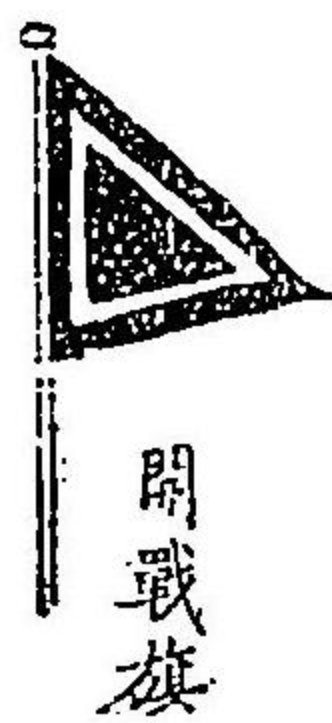
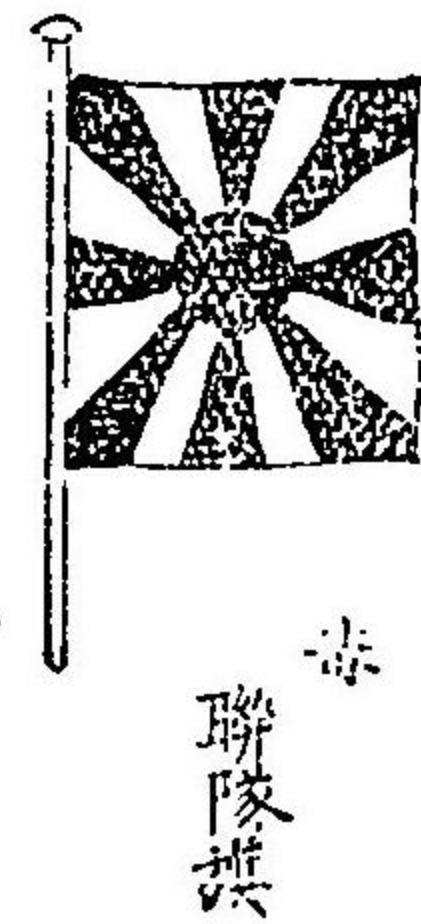
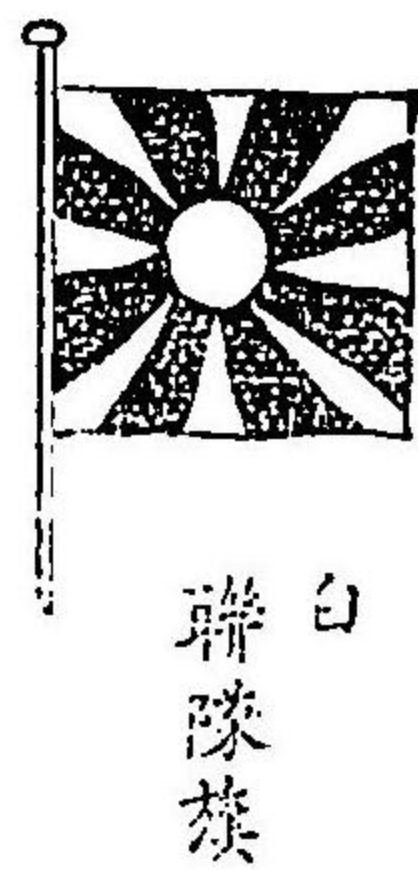
赤色旗

一旒 甲軍の聯隊旗

遊具



白色旗 一旒 乙軍の聯隊旗  
赤十字旗 一旒



赤色布 若干 甲軍の人員と  
白色布 若干 同數  
乙軍の人員と、

〔注意〕 以上の遊具は前述旅團遊戯に使用せるものを應用するを

可とす

信號旗 若干

從軍牌 演習者全員の數に同くす

從軍牌は横八分縦二寸五分計の木札にして是れに次に記載する兵種を認むべし而して此牌は兩軍の所屬を判別し易からしむる爲め一方は赤字に一方は黒字に記するを可とす  
又た信號旗は兩軍共通信號の他適宜に是れを使用して一軍内の暗號を設定するも可なり

編制

生徒の全員を二分して甲師團乙師團を編制すべし

各師團に司令部を設け

師團司令部

參謀官 一人 教師若くは

指揮官 一人 同 年長の生徒

師團遊戯

を以て是れに充つ但し此二人は(兩軍とも)木牌を有せざるものとす

各師團の從軍牌には次の如き兵種を記載すべし

牌種の類

師團	720	旅團	360	聯隊	180	大隊	60	中隊	15
一枚		一枚		一枚		一枚		一枚	
小隊	5	砲兵	4	騎兵	3	工兵	1	歩兵	1
一枚		一枚		一枚		一枚		一枚	
聯隊旗	3	斥候	1	地雷	4				
一枚		一枚		一枚					

計五十七枚 兩軍通計百十四枚

木牌の下部に記載したる數字(聯隊旗以下の三牌には數字を記せず)は其兵力を假定せしものにして又た此枚數は生徒の數に應じ適宜増減して可なりと雖可成は次の標準に依るべし

牌の増減標準

師團 旅團  
は増減すべからず

用語の解釋

兵語九詞あり次に解釋す

用語の解釋

此遊戯を施行するに際し使用する假設

戰鬪

戰鬪

とは追及し若くは追及せられ敵と相觸撃して敵

衝突

衝突

とは敵と少しにても觸接せしときをいふ

戰死

戰死

とは多點者の爲めに木牌を掠奪せられし兒に與

ふる名稱

報告

**報告**

とは敵の某兒は木牌を有すと云へることを參謀官に通告する一般の場合をいふ

偵察

**偵察**

とは衝突と同じく戦鬪の一部を云ふものにして偵察と云へども衝突せざれば敵の某兒は何の牌を有せるやを偵察し得ざる理なり則ち偵察とは未知の木牌を有する敵と戦鬪する故に多くは戦死の見込衝突とは已知の敵と戦鬪するものなれば多少勝利の心算ある時なり

連合

**連合**

とは二人以上手を連ねて進退運動する場合をいふ

爆發

**爆發**

とは地雷の牌を有する兒が敵と衝突したるときをいふ

發掘

**發掘**

とは工兵が地雷に遭遇したるときをいふ

勝利

**勝利**

とは敵の聯隊旗に手を掛けしときをいふ

準備

**準備**

兩師團各本營を定め聯隊旗を樹つべし但し此旗は戦鬪の終局するまで其位置を變更すべからざるものとす  
參謀官は適當の生徒を撰びて各兒に従軍牌及び標章布を分配せしむ其分配せられたる牌は終局まで他兒と交換するを得べからざるものとす且つ紛失せざる様又た敵に推知せられざる様に携帯すべし

(注意) 旅團遊戯に於ては從軍牌は己れも見ず敵にも見せずして最後に雙方比較するを興味多しとすれども此遊戯は我軍のもののみには始めより互に知り合ひ居るを便とす

標章布は兩軍ともに額に結ぶも可なり又た手腕に纏ふもよし尤も腕に纏ふときは一方は左腕一方は右腕と分つを腕とす

赤十字旗は成るべく戦鬪線外にて休憩に便宜なる處を撰

びて樹つべし

作戰法

作戰法

開戦の信號旗が高く兩軍の陣頭に閃く時は則ち戦闘の開  
 始なり軍の目的は敵の旗を掠奪するにあり兩軍各敵の本營  
 を衝きて軍旗を奪はんとす茲に於て戦闘は處々に起るべし  
 牌を比較せんとするときは雙方同時に照合すべし少點者即  
 ち戦死者は牌を敵に與へ速に標布を撤去して急ぎ參謀官の  
 許に至りて報告すべし

此報告の際に敵は何の牌を有せりと參謀官に通知し參謀官は其れを味  
 方の某兒に通じ密かに其れと衝突をなさしむるも可なり

然る後直ちに赤十字旗の下に立ち休憩すべし又た敵より  
 掠奪せし牌は成るべく速かに參謀官に渡すべし連合して敵

に衝突したる時は其勢力は牌の總合點なりとす牌の合點敵  
 よりも多きこと明瞭なる際と雖連合全兒の牌を敵に示すも  
 のとす

同點者人員の多少に關せず衝突したるときは勝敗なきも  
 のとす

工兵の發掘せし地雷は工兵の牌を有する兒と地雷の牌を  
 有する兒と衝突せしとき我軍之れを用ふるものとす此場合  
 に於ては戦死者の中より一名を選出して直ちに牌を與ふる  
 もよし或は呼び出せし戦死者に自己の牌を渡し己れ地雷の  
 牌を帶ぶるも可なり何れにもせよ敵に覺知せられざる様に  
 取計ふを旨とす

敵の旗に手を觸れし後は如何なる優勢の敵襲來するとも  
 衝突せらるゝことなく戦闘は茲に於て一回終局となる

參謀官は各兵が奪ひ來りし牌の種類と員數とを始終檢閲し敵の勢力の隊長と我軍の形勢如何とを察知し敵に地雷なく又其全勢力が我軍よりも少なき事實を發見したるときは多少の留守隊を置き聯合吶喊して敵の本營を蹂躪し一舉に聯隊旗を奪はしむるの作戰計畫をなすべし

交戰規定

交戰規定

師團

師團

は地雷及び斥候の外敵なし則ち如何なる牌を有する敵と衝突するも敵の牌を奪ふことを得べし但し連合隊と衝突して敵の總合點己れより多きときは戦死の不幸を見るべし故に己れ優勢なるを待みて雜兵と争ふべからず師團にして敵に偵察せらるれば運動に不便にして若し一旦偵察せられし後は常に迅速なる歩兵等を伴ふて運動し地雷の來

旅團

襲を防禦すべし

旅團

は大凡師團に同じ師團地雷斥候及び連合隊(總合點の多數なるとき)を除くの外敵なし故に時に依り縱横に奔走して聯隊以下の敵牌を奪ふも可なり場合により地雷に遭遇して宜しき時もあり

聯隊以下

聯隊 大隊 中隊 少隊 砲兵 等は何れも自己より優勢の敵を避け劣者を追窮すべし

騎兵歩

騎兵

歩兵

は重もに偵察の任務に當たる戦死は覺悟のこと尤も迅速なる兵は師團旅團等の防禦をなすべし但し騎兵は斥候并に單獨軍旗(解下にあり)と出會するときは何れも敵の牌を奪ふて可なり

工兵

工兵

は敵の地雷を發掘するを以て要務とす發掘したるときは直ちに參謀官に報告し指揮を乞ふべし然し地雷は

師團遊戯

偵察の出来得べからざるものなれば其運動の状況と容貌と等より推測するの他なし

工兵は最も氣轉を要するものとす但し工兵他兵種と連合しつゝ敵の地雷と衝突せし場合には雙方とも陣歿するものとす又た敵の斥候并に單獨聯隊旗と出會せしときは何れも其牌を奪ふべく而して連合軍は健全なりとす

**地雷**

は其勢力無限なりと雖其効は一回に限るものとす且つ工兵に發掘せらるゝ恐れあり聯隊以下の弱敵は之れを避くるを利とす地雷も他兵種と連合して運動することを得ると雖衝突の際に連合を解かざるときは自隊をも併せて戦死せしむるものとす左りとして何時も連合せずして運動するときは敵に地雷たることを察知せらるゝに到るべし地雷の缺乏せし軍は大概敗北するものなり

地雷

斥候

**斥候**

は敵の師團旅團と出會するときはその牌を奪ふべし騎兵工兵に遭はゞ其牌を奪はるゝものとす其他のものと衝突するときには敵に降服して反て敵の用を便すべし尤も此場合は一旦參謀官の下に到り指揮を乞ふものとす

**聯隊旗**

聯隊旗

は己れ一人にては何の力もなきものにして常に旗手と伴ひ進行するものとす則ち旗手は聯隊以下の牌を有するものに參謀官より任命すべし

衝突したる敵が旗手と同級の牌を有するときには三人とも戦死し又た旗手より力あるものなるときは旗手と敵とのみ戦死す此時を單獨軍旗とす單獨軍旗に斥候騎兵及び工兵と衝突するときには軍旗を奪はるゝものなり故に此際は成るべく速に參謀官旗手を派遣するものとす

(注意)

茲に云ふ聯隊旗は兩軍の本營に樹てたる旗其ものを云ふにはあ

師團遊戯

らず聯隊旗を記したる牌を有する兒を指すなり  
以上は單純なる交戦法の規定なり猶ほ參謀官の巧智は種々の妙味を以て作戦計畫をなすべし

注意と参考

◎◎◎◎◎  
注意と参考

指揮官は軍の進退を指揮し彼我の衝突に付て紛擾起りしときは尤公平に審判するを要す

參謀官并に指揮官は牌を有せず從て自ら戦闘することなしと雖交戦地内何れの處へも進退し得べし然れども敵の本營に入るを許さず又た敵の本營近傍に赴きては反て味方の不利となるべし

同一の兒童の組合を以て二回以上の戦闘(遊戯)を繼續すべからず

赤十字の下には軍醫として教師一名居り入院者に軍事上の談話をなすも亦た妙なり

此遊戯は規則錯綜せるが如しと雖各一個々々の兒には左程面倒に感ぜず四五回施行するときは漸々熟練して益々妙味を加ふべし

千萬の軍なりとも言舉せず

取りてきぬべき男の子と思ふ

高橋連蟲殿

(九) 衛生隊遊戯

Ambulance.

陸軍衛生部は陸軍々醫總監の統轄する處にして軍醫藥劑官監護長調劑  
手等は皆此部に屬するものとす  
此部員は總て深綠色を以て定色となす

此遊戯は戰地に於て負傷したるものを撫慰看護し其負傷の  
種類に依て治療すべき病院を異にするの狀を兒童に知想せ  
しめ且つ戰地に設けらるゝ病院の單に一種類にあらざるこ  
とを知らしめんとするのみ

遊具

此遊戯を施行するに付て必要の遊具は

赤十字旗

七旒

負傷牌

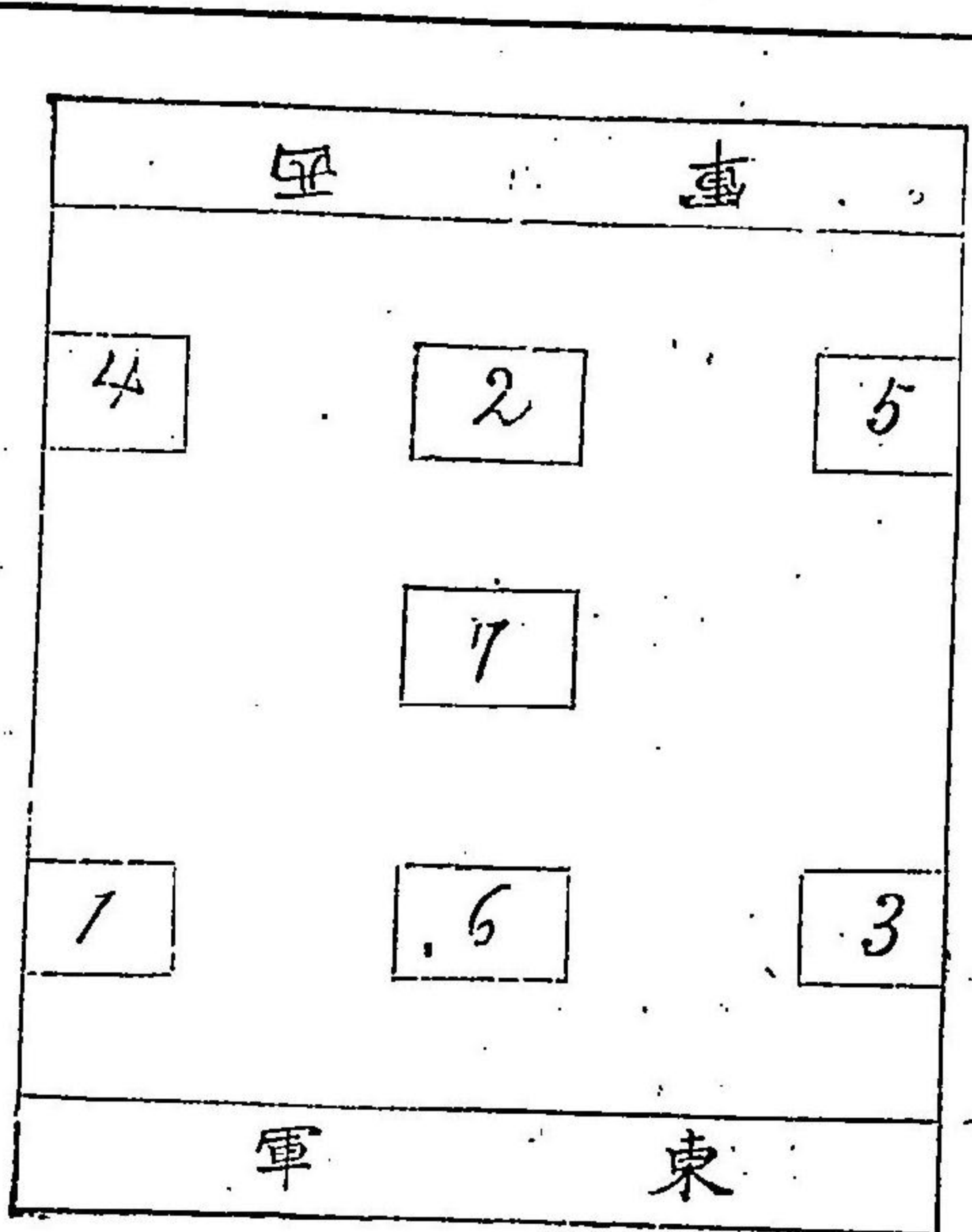
全員の三分二だけ

職務牌

全員の三分一だけ

組織

先づ全員を二分し一を東軍部一を西軍部となす



遊戯場

適宜に遊戯場を弓形に區劃し其各處に七箇の

此兩軍を復た各三分して其一を衛生隊となし殘二部を負傷  
者となす假令は全員を六十人となすときは二分して各三十  
人を東西の二軍に分ち兩軍の各三十人中十人を衛生隊とな  
し二十人を負傷者となすものとす

小區劃を設け之を假りに軍  
用七種の病院に擬す其體裁  
次の如し

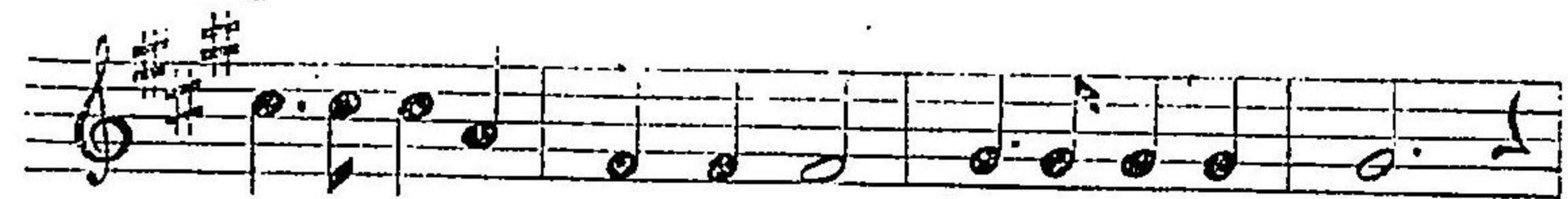
- (一) 衛生病院
- (二) 豫備病院
- (三) 兵站病院
- (四) 定立病院
- (五) 野戰病院
- (六) 大綑帶所
- (七) 小綑帶所



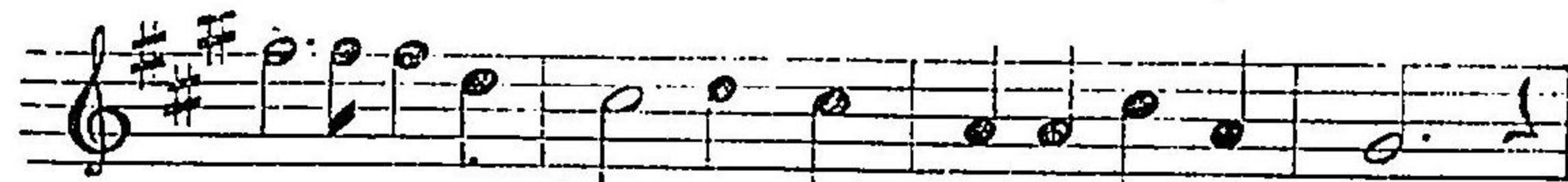
# 衛生隊



エキツ モドリツ センジャウ ニ  
 ひとの いたでと おもはず に



チシホノ ケガレ イトヒナ ク  
 みにひき うけて ころせ よ



カログニ ハコブ タンカニ ハ  
 もめんは うすき ほうたい も



ギユウニ オモキー ヒトラノ ス  
 ちうぎに ふかきー きずをま く

# 衛生隊

作曲  
 作歌

白井規矩郎  
 旗野士良

ゆきつもとどりつ 戦場に、

血しほのけがれいとひなく、

かるげにはこぶ 擔架には、

義勇におもき人を載す。

ひとの痛手とおもはずに、

身にひきうけて心せよ、

木綿のうすき 繙帯も、

忠義にふかき 疵を捲く。

衛生隊

負傷牌

職務牌

監督者  
は遊戯  
の際軍  
醫の階  
級を説  
話せら  
るゝも  
可なり  
方法

**負傷牌**

は一等より六等まで及び全癒の七種とし各種類とも兩軍の負傷者全員と同數に製し且つ東軍は白地に黒書し西軍は白地に朱にて記したるものを用ゆ

**職務牌**

衛生隊となりしものに分與する爲め兩軍とも左の職務牌を製す

- 軍醫總監 一枚
  - 軍醫監 一枚
  - 一等軍醫正 一枚
  - 二等軍醫正 一枚
  - 三等軍醫正 一枚
  - 一等軍醫 一枚
  - 二等軍醫 一枚
  - 三等軍醫 一枚
  - 看護長 二枚
- 計十枚

**方法**

兩軍の負傷者と衛生隊との役割定まりしときは教師司令官となりて先づ雙方の衛生隊に職務牌を渡すべし（此時は何れも牌の裏面のみを見せ適宜に撰取せしむるを可とす）則ち其結果次の如し

**軍醫總監**

となりしものは兩軍とも自己の組の負傷牌中の全癒と記したるものゝみを持ちて前圖中の衛戍病院の區劃に入るべし則ち此區劃に兩軍中より一人づゝ來りて立つものとする

**軍醫監**

となりしものは兩軍とも己の組の負傷牌中の一等と記したるものゝみを持ちて前圖中の豫備病院の區劃に入るべし

**一等軍醫正**

は同上の理にして二等と記したる負傷牌を持ちて兵站病院の區劃に入るべし

**二等軍醫正**

は同上の理にして三等と記したる負傷牌を持ちて定立病院の區劃に入るべし

**三等軍醫正**

は同上の理にして四等と記したる負傷牌を持ちて野戰病院の區劃に入るべし

一、等軍醫 は同上の理にして五等の牌を持ちて大繙帶所の區劃に入るべし

二、等軍醫 は同上の理にして六等の牌を持ちて小繙帶所の區劃に入るべし

三、等軍醫 は居處を定めず唯だ看護長の輸送し來る負傷者を一人づゝ小繙帶所へ送るものとす

是れにて衛生隊の執るべき職は定まりたり次に兩軍の負傷者は前面の東軍西軍と記したる區劃中に整立し居り其區劃の外には看護長二人立つべし(此看護長は西軍より出しものは東軍に東軍より出しものは西軍の前に立つべし)司令官の「始メ」と云へる號令と共に看護長(東軍の看護長は西軍の兒を西軍の看護長は東軍の兒を)負傷者を各一人づゝ引率して三等軍醫に渡し三等軍醫は之れを小繙帶所に送るべし(此時

は一人送りては又た一人送るべし決して一時に一人の看護長にて二人以上を送るべからず)三等軍醫に送られたる負傷者は何れも敵の衛生隊より六等牌を受取るべし(之れ敵軍にても負傷者は我軍にて治療する戦時の博愛を示さんが爲めなり)六等の牌を得たる兒は直ちに大繙帶所へ疾走して其處の醫官(前と同じく敵軍の醫官)に六等の牌を渡し更に五等の牌を受取るべし

〔注意〕 前圖の如く七箇所に區劃しある七種の病院は何れが何病院なるやは負傷者に知らせ置かざるを興味多しとす唯だ看護長のみには三等軍醫の誰なることを示し置き又た三等軍醫は小繙帶所のみを知り居るにて可なり然るときは多くの負傷者六等の牌を受取りしと雖次には何れに行きて五等の牌と交換すべきや大に彼是と迷ふべく又た漸く五等を得ても其れを四等と交換するに迷ふなど一層の興味あるべし

五等の牌を得しものは更に走て四等と交換し三等二等一

勝敗

等を経て速かに全癒の牌を得たるもの多き組を優となす

**勝敗** 兩軍とも全癒の牌を得しもの速かに自己の本營に復歸し居るものとす而して豫定の時間に到れば司令官止メの令と共に各負傷者は何れも我營に歸るべし斯くて兩軍を檢閲し其最多く全癒牌を有せる組を勝者となす

但し遊戯中決して越牌(假令ば三等の牌を有するもの二等を得ずして超て一等の牌を得るの類)を許さず司令官は時々巡視して監督すべし

陸軍々醫學校 ば各部隊附衛生士官を入學修業せしむる處にして醫務局長の管轄に屬す

参考

参考

陸軍に於ける病院の組織は凡て次の如し

小綑帶所 とは戦線に生じたる患者に綑帶を施し之れを大綑帶所に送る而して其場所は各彈丸の射面外に設くるものとす

大綑帶所 とは衛生隊之を開く者にして其場所は彈丸の達せざる稍々安全

野戰病院

定立病院

の地に置き擔架卒又は小綑帶所の收容したる患者を收容して稍々完全の手術を施し之れを野戰病院に送る

野戰病院 とは彈丸の達せざる安全の地に置き大綑帶所より收容したる患者に十分の手術を施し其稍々快方に趣きたる者は之を兵站病院に送る又其の前進するに當つては患者の全體を定立病院に送る而して此病院は平病患者も收容す平病患者は通常隊附醫官より本病院に送るものとす(一師團に其數二乃至六個とす)

定立病院 とは戦地に安全なる地に置き野戰病院を前進せしむる爲めに設くる者なり而して其數は通常一師團に一箇にして其野戰病院より收容したる患者は十分の治療を施し之を兵站病院に後送す

兵站病院 とは戦地の尤も安全なる場所に設くるものにして野戰病院定立病院より後送の患者を收容し又之れを豫備病院に送る而して其數は軍の配備と戦争の景況に依つて定まるものなり

豫備病院 とは戦時に設くる者にして外征戦に於ては其外地に最も近き本國の最も便利なる所に設立し爰にて戦地の還送患者を收容し又之れを各衛

成地の豫備病院に送る各衛戍地にも亦豫備病院を置くものとす  
●衛戍病院 ●とは單に平時のものにして病症の重き者を入れて完全の治療を  
施す所とす而して各衛戍地に各一個所を置く

夜戰演習

(十) 夜戰演習戲

實際の戰鬪に於ては素より斯の如き事あらずと雖是れ童  
一の假設遊戯にして其勇壯活潑なるを以て兒童に施すのみ

演習場の配置

演習場の配置

此遊戯は別に人員の多少に關せずと雖今假に全員を四十  
人とせば交戰地を十間四方に區劃し杭を立て其各杭より稍  
大なる綱を凡そ演習者の腰に達する程の高さに張り東西の  
各側に張綱を距つること一間にして綱を張り其内部を兩軍  
の根據地となす

全員を二分し一を東軍とし一つを西軍として各根據地に  
一列若くは二列に整列せしむべし

演習に  
關する  
職員

各根據地の中央後張綱を距つること二間の所に方二間の  
區劃を設け之れを野戰病院とし負傷者を收容する所となす

演習に關する職員

總司令官

一名

審判官

四名

交戦地の一側に居り戦鬪の開始中凡て東西兩軍の全權を握るものとす  
兩軍より二名宛を出し敵軍に不正の行爲をなさざるか負傷者あるとき  
は直ちに之れを引連れて我が野戰病院に送致するものとす審判官は凡  
て兩軍の事を協辨すべし

喇叭手

一名

總司令官の元に居り其命に依て吹奏すべし尤も喇叭に代ふるに振鈴を  
以てするも可なり但し喇叭手は全員を二分せざる中に撰出し置くべし

演習者  
の服装

演習者の服装

演習者は可成輕装して皆帽を被り右手には護謨製の空氣  
枕の如きもの(牛の膀胱を軟き革或はフラネルに包みたるも  
のを可とす)を持ち左手は腰部の處へ備へ戦鬪中決して腰よ  
り放つを禁ず

演習者は手拭若くは適宜の布巾を四ツ折にし中に厚紙(畫  
學紙を可とす)を挿入したるものにて面縛し決して視ること  
能はざらしむ(是れ夜戦の名稱ある所以なり)

演習の方法

演習の  
方法

先づ全員を二列にし交戦地外に身長順に整列せしめ右方  
より左方へ番號を付し前列を東軍とし後列を西軍とし各軍

より一番二番の兩兒を出し是れを審判官とす尤も審判官を命ずるは總司令官の任とす

司令官は總ての準備整頓せるを見て「氣ヲ付ケ」の令を下す此令にて全員不動の姿勢を取り審判官の一人は敵の右翼に一人は左翼に付く(兩軍とも同一なり)茲に於て司令官次の號令を下す

本營へ——整頓

此令にて各審判官は號令を以て附く處の演習者を引率し兩軍は各根據地の左方側面より堂々として入る一列或は二列正面に敵の根據地に面して整頓す審判官整頓正しきを見れば「直レ」の令を下す司令官兩軍の整列し終るを見れば次の令を下す

戰鬪用意

此令にて各審判官は面縛に用ふる手拭等を一々検査し若し見ゆることなきや又右手に持つ處の空氣囊は人を打つも傷くことなきやを檢閲し終はれば各自に面縛せしむ此際畫學用紙の長さ五寸幅三寸計のものを面縛の手拭の間に折れざる様前頭に立てしむべし審判官は再び面縛の上下より窺ひ見ることなきや否やを檢閲し演習者をして正しく整列せしめ而して後兩軍に暗號を授けて次に示す禁令を傳ふべし

暗號とは彼我を區別する爲め假に東軍を仁西軍を義と呼ぶべきが如し(是れは兩軍各々適宜に定めて可なり)

又審判官能く兩軍の區別を爲し易き様前頭に當てし厚紙

を一方の軍は赤色となすも可なり

兩軍の演習者中徳望あるもの各一人を推して大將とす大將は前頭に當てたる厚紙に大將と書すべし

禁令

禁令

敵軍と戦闘するには粗暴の行爲なき様又た必ず空氣囊の外直接に手腕にて打撃するを禁ず

又横に打つべからず必ず上より垂直に打つべきものとす左手は決して腰部より放つべからず

交戦地にて人と相遇ふときは暗號を以て彼我を識別し誤て味方を打たざるべき事

假令ば人に遇へば仁と呼ぶ彼れ直ちに答へざるか若くは義と呼べば必ず敵たることを知るべし又た同じく仁と答へば味方なることを知るべし義の組も又た同じく義と答へば可なり仁と云へば敵と知るべし

審判官は右の主旨を通達し終れば根據地と交戦地との境界線なる張綱を除くべし司令官之れを見て喇叭手に進撃の吹奏をなさしむるか又たは振鈴を振らしむべし

戦闘！

演習者此號音を聞くや直ちに出で、敵を撃つべし前頭に當てたる厚紙を撃ち折られたるものは則ち負傷者にして東軍より出でたる審判官は奔走して西軍の負傷者を西軍より出でたる審判官は東軍の負傷者を我軍の野戦病院に收容すべし又た自己に過て前頭紙を折りたるものも負傷者と同一の取扱をなすべし審判官若し演習者に誰何せられたるときは審判官なることを告ぐべし  
負傷者として野戦病院に收容せられたるものは面縛を解



くの他聲を發することを得ず沈黙すべし演習者も必ず人と遭遇したるときに暗號にて彼我を判別するの他一言も發することを得ず他言すれば敵に所在を知られ大に不利となるのみならず交戦地亂雜して他人暗號を以て彼我の區別を混雜せしむるの虞あり大將は猥りに出走せず能く自重すべし大將の負傷は大に全軍の勝敗に關するものとす

勝敗の  
判決

勝<sup>◎</sup>敗<sup>◎</sup>の判<sup>◎</sup>決<sup>◎</sup>

總司令官は始め演習時間を豫定して其時來れば喇叭手をして休戦の令を奏せしむべし此令を聞くや演習者は直ちに面縛を解き我が根據地に歸陣し整列すべし茲に於て審判官は負傷者の數を算し司令官へ報告するものとす  
司令官は之れを審判し何れの軍の勝利なるを告ぐれば勝

軍は軍歌を唱し萬歳を三呼す敗軍は此時靜肅に立つべし

大將撃たるゝときは其軍は如何なる際と雖全敗とす司令官は直ちに休戦の令を下すべし

演習者は決して審判の是非を論ずべからず

兩陛下の車駕隊列を離るゝこと凡そ三十歩の地に至りたる時吹奏を始め其十五歩過ぎ去るに至て止む

苔のむすまで。

いはほとなりて  
さゞれいしの

千代に八千代に

君が代は

君が代

作曲  
作歌

林  
未

廣

守  
詳

# 君が代

に調 四拍子

林廣守作曲

2 1 2 3 | 5 3 2 - | 3 5 6 5 6 | 2 7 6 5 |

キミガ ヨーハ チヨニ ヤチヨニ

3 5 6 - | 2 1 2 - | 3 5 6 5 | 3. 5 2 - |

サザレ イシノ イハホトナリテ

6 1 2 - | 1 2 6 5 | 6 5 3 2 - ||

ヨケノ ムースマーデ

海行かば

作曲  
作歌

古矢弘政  
未詳

海行かば水漬く屍

山行かば草生す屍

大君の邊に社死なめ

悠には死なじ。

陸軍大臣、參謀總長、監軍、陸軍大將には三回陸軍中將には  
二回陸軍少將には一回吹奏するものとす

海行かば

變ノ調 二拍子

古矢弘政作曲

0 1 1 1 | 7 - | 5 6 7 2 | 1 - | 1 7 1 3 |

ウミユカ - バミヅク - カパー

5 - | 5 4 #1 2 | 3 - | 1 1 7 6 | #5 - |

ネ - ヤマユカ バクサム ス

#5 5 3 5 | 6 - | 6 3 2 1 | 7 - | 5 7 5 7 |

- カパーネ - オホキ ミ ノヘニヨ

1 - | 1 1 7 6 | 5 3 2 1 | 7 5 4 2 | 1 - ||

ソ - シナーメノドニハシナージ

# 皇御國

作曲 芝 葛 未 詳  
作歌 芝 葛 未 詳

皇御國の武士は、

何如なる事をか務むべき、

たゞ身に持てる眞心を、

吾が大君に盡すまで。

軍隊と軍隊と相逢ふとき一回吹奏するものとす

# 皇 御 國

變ほ調 二拍子

芝葛嶺作曲

1 3. 3 | 5. 5 5. 5 | 6. 6 1. 6 | 5. 0 |

ス メ ラ ミ ク ニ ノ モ ノ ノ フ ハ

6. 6 5. 5 | 3. 3 2 1 | 2. 2 3. 3 | 5. 0 |

イ カ ナ ル コ ト フ カ ツ ト ム ベ キ

3 3 5 5 | 6 6 5 5 | 6 6 5 7 | 1. 0 |

タ ダ ミ ニ モ ー テ ル マ コ コ ロ フ

1. 1 2. 2 | 1 1 6. 6 | 5. 5 3. 2 | 1. 0 ||

ワ ガ オ ホ ギ ー ミ ニ ツ ク ス マ デ

此歌曲は總て拜神の敬禮に三回吹奏するものとす故に  
縣社及び鎮守の祭典に生徒に唱せしむるも可なり

國の鎮の御社と、  
齋きまつろふ神御魂、  
今日の祭の賑を、  
天翔りてもみそなはせ、  
治まる御代を護りませ。

國の鎮

作曲  
作歌

未未

詳詳

國の鎮

と調 四拍子

1	—	1	3		2	.	1	7	6		5	.	5	1	3		2	—	0	
ク		ニ	ノ		シ	ヅ	メ	ノ	ミ	ヤ		シ	ロ	ト						
1	—	1	7		7	.	6	6	5		1	.	1	1	3		2	—	0	
イ		ツ	キ		マ	ツ	ロ	フ	カ	ム		ミ	タ	マ						
3	—	3	3		4	3	2	3		6	.	6	4	3		2	—	0		
ケ		フ	ノ		マ	ツ	リ	ノ	ニ	ギ		ハ	ヒ	ヲ						
3	.	3	2	3		5	—	6	6		3	.	3	2	1		2	—	0	
ア		マ	カ		ケ	リ		テ	モ		ミ	ソ	ナ	ハ	セ					
6	.	6	5	6		1	—	2	3		2	.	2	2	2		1	—	0	
ヲ		サ	マ		ル	ミ		ヨ	ヲ		マ	モ	リ	マ	セ					

足 曳

作 作  
歌 曲

未 未

詳 詳

足曳の山方動す、銃の火の、

煙の中に著く、

競へる旗は畏きや。

我が大君の御手づから、

授け給へる、御軍の印の旗ぞ。

我が友の軍の神と仰ぎつゝ、

進めやすゝめ益良雄の友。

軍旗に對するときは此歌曲を吹奏す

足 曳

へ調 二拍子

5. 1 3. 1 | 5 - || 3 3. 3 | 4 3 2 1 | 2 2 2 2 |

ア シ ビ キ ノ ヤ マ ベ ト ヨ モ ス ツ ツ ノ ヒ  
サ ヅ ケ タ マ ヘ ル ミ イ ク サ

5 - | 3 3 3 3 | 4 3 2 1 | 2 2 2 2 | 5 - |

ノ ケ ブ リ ノ ウ ー チ ニ イ チ ジ ル ク  
ノ シ ル シ ノ ハ ー タ ズ ワ ガ ト モ

6. 6 6. 6 | 5. 6 1 | 2 2 2 2 | 5 - | 6. 6 6. 6 |

キ ホ ヘ ル ハ タ ハ カ シ コ キ ヤ ワ ガ オ ホ  
イ ク サ ノ カ ミ ズ ワ ガ ト モ ノ イ ク サ ノ

6 5 5 | 3 2 2 1 | 1 - || 5. 5 1 3 |

ギ ミ ノ ミ テ ズ カ ラ ス 、 メ ヤ  
カ ミ ト ア フ ギ ツ ツ

2 2 2 | 5. 5 6 7 | 2. 1 | 1 0 |

ス 、 メ マ ス ラ ラ ノ ト モ

一般葬禮の時に用ふる歌

絶えせず盡きじ、  
よろづ世も。

天地の有るべき限、  
語りつぎ言つぎゆかむ、  
後の世に、

命を捨て益良雄が、

命を捨て

作曲

未

詳

命を捨て

と調 四拍子

3 6 7 6 | 3 1 7 - | 1 3 4 6 | 3 - 0 |

イ ノ チ ヲ ス テ テ マ ス ラ ヲ ガ

3 - 3 3 | 4 3 2 1 | 7 6 6#5 | 6 - 0 |

タ テ シ イ サ ヲ ハ ア メ ヅ チ ノ

6 6 4 3 | 4 - 3 1 | 3 6 7 1 | 2 - 0 |

ア ル ベ キ カ ギ リ カ タ リ ヅ キ

|| 3 3 4 3 | 6 - 4 3 | 3 1 1 7 | 6 - 0 ||

イ ヒ ヅ ギ ユ カ ン ノ チ ノ ヨ ニ  
タ エ セ ズ ツ キ ジ ヨ ロ ヅ ヨ モ

# 吹なす笛

は調 四拍子

6	3	3	1		1	7	6	-		3	4	6	6		7	-	0		
フ	キ	ナ	ス	フ	エ	ノ				ソ	ノ	オ	ト	モ					
セ	ン	ヒ	ク	マ	ン	ノ				テ	キ	グ	ン	モ					
3	3	1	7		6	6	-7	1		3	1	7	6	#5		6	-	0	
サ	サ	グ	ル	ハ	タ	ノ	-	ソ	ノ	イ	ロ	-	モ						
ト	リ	ヒ	シ	グ	ベ	キ	-	マ	ス	ラ	ヲ	-	ト						
3	6	7	1	3		7	7	7	-		3	4	6	6	7	-	0		
モ	ノ	ノ	ア	-	ハ	レ	ヲ			シ	リ	ガ	ホ	ニ					
オ	モ	ヒ	シ	-	ソ	レ	ラ	ガ		ソ	デ	マ	デ	モ					
3	4	-	3		3	1	7	7		1	7	6	#5	6	-	0			
ケ	フ		ハ	モ	ノ	コ	ソ	カ	ナ	シ	ケ	レ							
ナ	ミ	ダ	ノ	ア	-	メ	ニ	ヌ	レ	ニ	ケ	リ							

# 吹なす笛

作曲 未詳

作歌 未詳

詳詳

吹なす笛の其の音も、  
物の哀を知りがほに、  
千百万の敵軍も、  
思ひし吾等が袖までも

捧ぐる旗の其の色も、  
今日はもの社悲しけれ。  
取挫くべき益良雄と、  
涙の雨にぬれにけり

葬禮の途上に用うる歌

吹なす笛



# 第一軍歌

に調 二拍子

5. 5	5 5	5 3	1 3	5. 6	5 3	2	0
ソ	ー	レ	ハ	ニ	ホ	ン	ノ
た	ま	ち	る	つ	ー	る	ぎ
5. 3	2. 2	3. 2	3. 4	5. 5	5. 5	5	0
テ	ニ	モ	ツ	モ	ー	ノ	ハ
た	だ	ひ	と	き	ー	り	に
1. 1	1	1	1	5. 3	6. 6	6 6	6
ヤ	マ	ト	ダ	マ	シ	ヒ	ム
う	ち	と	る	か	ば	ね	は
5. 6	5 3	2 1	2 3	5. 5	5 6	5	0
ニ	ッ	ホ	ン	タ	ー	ツ	ハ
て	き	あ	る	ま	ー	で	は

## 野戦第一軍歌

作曲 白井規矩郎  
作歌 未詳

我は大和の兵士なり、  
大和魂胸にあり、  
玉散る劔ぬき放ち、  
打取る屍は踏み越えて、

手に持つ物は日の御旗、  
日本刀は腰にあり。  
唯ひと斬りにきり捲くり、  
敵あるまでは追行かむ。

## 第二軍歌

と調 四拍子

5 5 5 1 2 1 6 | 5 5 5 3 5 — | 3 3 3 5 6 5 3 |  
 きーみにつくすは このときぞ くーににつくすは  
 テキグンヤブル ソレマデハ ス、メヤススメ

2 3 2 1 2 — | 5 5 5 3 2 3 2 1 | 2 1 6 1 2 — |  
 このときぞ だんぐんあーめと ふりくるも  
 イザススメ ムカフニテキナシ ニホンタツ

5 5 5 6 5 3 1 | 2 3 2 5 1 — || 5 5 5 6 5 3 1 |  
 せうえんくもと みなぎるも セーウリセウリ  
 アサヒニカガヤク ニッセウキ

2. 2 3 2 1 — | 5 5 1 3 3 5 | 2 2 3 2 1 — ||  
 ダイセウリ ニッポンリクグンダイセウリ

## 野戦第二軍歌

作曲 白井規矩郎  
 作歌 未詳

君に盡すは此時ぞ、

國に盡すは此時ぞ、

彈丸雨と降來るも、

硝煙雲と漲ぎるも、

敵軍破る其れまでは、

進めやすめいざ進め、

向ふに敵なし日本刀、

朝日に輝く日章旗。

勝利々々大勝利、

日本陸軍大勝利。

第二軍歌

第三軍歌

變ろ調 二拍子

<u>1.</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>5.</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>6.</u>	<u>5</u>	<u>3.</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	0
フ	キ	マ	ク	ア	ラ	シ	ヤ	マ	ヲ	サ	キ	
わ	わ	て	き	ぐ	ん	も	て	き	な	が	ら	
ヒ	ウ	カ	ン	ケ	シ	ノ	ワ	ガ	グ	ン	ハ	
<u>1.</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>2.</u>	<u>1</u>	<u>6.</u>	<u>5</u>	<u>1.</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	0
イ	ハ	ウ	ツ	ナ	ミ	ハ	テ	ン	ヲ	ツ	キ	
わ	な	こ	こ	ち	よ	の	た	い	ぐ	ん	よ	
ア	ッ	バ	レ	ニ	ホ	ン	ノ	ダ	ン	ジ	ゾ	
<u>3.</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>5.</u>	<u>3</u>	<u>2.</u>	<u>2</u>	<u>3.</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	0
グ	ン	ー	バ	イ	ナ	ク	コ	エ	タ	カ	ク	
こ	の	て	き	ま	へ	に	み	る	か	ら	は	
シ	ー	バ	シ	テ	キ	ン	ニ	ラ	ミ	ツ	ツ	
<u>1.</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>2.</u>	<u>1</u>	<u>2.</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	0
ワ	ガ	グ	ン	シ	キ	ハ	フ	ル	ヒ	ツ	ツ	
う	ち	こ	ら	さ	で	は	お	く	べ	き	か	
ト	キ	コ	ソ	キ	タ	レ	ト	イ	サ	ミ	タ	

全つゝき

<u>1.</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>5.</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>6.</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	0
イ	ー	マ	ヤ	ト	ド	ロ	ク	タ	イ	ハ	ウ	ハ
せ	う	え	ん	く	も	を	た	ち	お	ほ	ひ	
シ	ン	ダ	キ	ラ	ッ	バ	ノ	コ	エ	タ	カ	
<u>1.</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>2.</u>	<u>1</u>	<u>6.</u>	<u>5</u>	<u>1.</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	0
ワ	ガ	グ	ン	ヨ	リ	ゾ	ウ	チ	ダ	セ	ル	
だ	ん	ぐ	ん	め	と	ふ	り	し	き	る		
ジ	ウ	ケ	ン	ツ	ケ	テ	ツ	キ	カ	、	リ	
<u>3.</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>5.</u>	<u>3</u>	<u>2.</u>	<u>2</u>	<u>3.</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	0
テ	ン	チ	モ	サ	ク	ル	ソ	ノ	ホ	ド	ニ	
て	ー	き	も	う	ち	だ	す	た	ま	の	な	
ム	カ	フ	モ	ニ	グ	ル	モ	キ	ラ	ヒ	ナ	
<u>1.</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>2.</u>	<u>1</u>	<u>2.</u>	<u>2</u>	<u>3.</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	0
イ	ッ	セ	イ	ハ	ク	ニ	ウ	チ	イ	ダ	セ	
を	め	き	て	つ	き	る	ほ	へ	い	た	い	
テ	ー	キ	ノ	ゼ	ン	グ	ン	ヤ	ブ	リ	タ	

野戦第三軍歌

作曲 白井規矩郎  
作歌 未詳

吹捲く嵐山を割き、  
岩打つ濤は天を衝き、  
軍馬嘶く聲高く、  
我軍士氣は振ひつゝ、  
嗚呼敵軍も敵ながら、  
あな心地よの大軍よ、  
此敵前に見るからは、  
うち懲さでは措くべきか。  
慄悍決死の我軍は、  
天晴日本の男兒ぞや、  
暫時敵軍睨みつゝ、  
時こそ來れと勇立つ。

今や轟く大砲は、  
我軍よりぞ撃出せる、  
天地も裂る其程に、  
一齊發火に撃出せ。  
硝煙雲と立覆ひ、  
彈丸雨と降しきる、  
敵も撃出す彈の中、  
號きて突入る歩兵隊。  
追撃喇叭の聲高く、  
銃劔附て突き懸り、  
向ふも遁るも嫌なく、  
敵の全軍破りたり。

# 第四軍歌

變は調 四拍子

5	-	5	3		1	1	1	1		2	2	2	2		2	-	0	
ハ	ウ	ヘ	イ	ク	ダ	ケ	リ	ダ	イ	イ	チ	ル	キ					
ほ	き	は	う	へ	い	に	-	ば	っ	た	う	た	い					
3	-	3	5		6	5	6	1		5	5	5	5		5	-	0	
キ	ヘ	イ	ケ	ヤ	ブル	ダ	イ	ニ	ル	キ								
そ	れ	ぞ	れ	ぶ	-	し	を	さ	だ	め	つ	、						
6	-	6	5		3	2	3	5		2	2	2	2		2	-	0	
ホ	ヘ	イ	ツ	キ	イル	ダ	イ	サ	ン	ル	キ							
た	だ	い	っ	せ	-	ん	に	た	い	き	し	て						
1	-	1	5		6	6	5	-		1	1	1	2		1	-	0	
バ	ッ	タ	ウ	タ	イ	ハ		ダ	イ	シ	ル	キ						
て	き	の	し	る	る	は	お	と	し	た	り							

## 攻壘第四軍歌

作曲 未詳

作歌 未詳

詳詳

砲兵碎けり第一壘

騎兵蹴破る第二壘

歩兵突入る第三壘

拔刀隊は第四壘

歩騎砲兵に拔刀隊

其々部署を定めつゝ

唯一戦に大舉して

敵の四壘は落したり

# 第五軍歌

い調 四拍子

5	1	2	1	3	3	3	0	2	1	6	1	5	-	0	
ウ	ツ	マ	キ	ア	ガ	ル		セ	ウ	エ	ン	ニ			
ば	ん	し	を	を	か	し	て	の	り	い	り	て			
5	4	3	2	3	3	3	0	2	1	6	5	6	6	6	0
ソ	ラ	ト	ブ	タ	マ	ハ		ア	メ	ア	ラ	レ	-		
ひ	づ	め	に	か	け	て		け	や	ぶ	り	て	-		
5	-	5	3	2	1	2	3	2	2	2	2	2	-	0	
テ		テ	イ	ダ	イ	チ	ヲ	ト	ド	ロ	カ	シ			
て		さ	の	と	り	で	の	は	う	る	ゐ	は			
3	2	1	5	6	6	6	5	1	1	1	1	1	-	0	
ヲ	メ	イ	テ	ツ	キ	イ	ル	キ	ヘ	イ	タ	イ			
こ	な	み	ぢ	ん	-	に	は	く	だ	き	た	り			

## 攻壘第五軍歌

作曲

白井規矩郎  
未詳

渦巻き揚る硝煙に、	空とぶ弾は雨あられ、
鐵蹄大地を轟かし、	をめいて突入る騎兵隊。
萬死を犯して乘入りて、	踏みにかけて蹴破りて、
敵の壘の砲壘は、	粉微塵には砕きたり。

第六軍歌

へ調 四拍子

5. 5 5 6 | 3. 3 5 3 | 2. 2 3 2 | 1 - 0 |  
 テ キ ル キ ツ チ ダ ス ヤ ダ マ フ バ  
 か ー れ の る ゐ へ き の り と れ り

5. 5 5 5 | 6 5 3 1 | 2. 2 2 3 | 2 - 0 |  
 オ ソ レ ズ ツ ー キ テ ス ヲ ミ ユ キ  
 か ー れ の ぐ ん き も ぶ ん ど れ り

3. 3 5 3 | 2 - 3 2 | 1. 1 2 3 | 2 - 0 |  
 シ モ ノ コ チ ラ ス テ キ ヘ イ フ  
 あ さ ひ に に ほ ふ ひ の み は た

5 | 1 3 2 1. 5 | 1 2 1 - 3 2 | 1. 5 3 2 | 1 - 0 ||  
 タ ダ ヒ ー タ ー セ メ ニ セ メ ヤ ー プ ー リ  
 い ま る ー ゐ ー へ き に う ー ち ー た て ぬ

攻壘第六軍歌

作曲  
作歌

未未

詳詳

敵壘打ち出す矢玉をば、

恐れず衝て進みゆき、

蜘蛛の子散らす敵兵を、

唯ひたせめに攻め破り。

彼の壘壁乗り取れり、

彼の軍旗も分捕れり、

朝日に匂ふ日の御旗、

今壘壁に打立てぬ。

第七軍歌

～調 二拍子

5	5	1	2	2	2	2	3	3	2	1	2	0	
テ	キ	ノ	トリ	デ	ハ	カ	タ	ク	ト	モ	テ		
て	き	の	つ	は	も	の	う	ち	と	り	て		
5	5	5	3	2	2	2	2	5	5	6	5	3	0
イ	カ	デ	ヤ	ブ	レ	ヌ	コ	ト	ヤ	ア	ル		
そ	一	れ	が	か	ば	ね	を	や	ま	と	つ	み	
1	7	6	5	5	5	5	6	6	6	6	6	0	
ヤ	ブ	レ	ヤ	ヤ	ブ	レ	イ	ザ	ト	モ	ニ		
あ	さ	ひ	に	か	が	や	く	ひ	の	み	は	た	
1	1	1	5	1	2	3	2	1	1	5	5	1	0
ミ	デ	ン	ニ	ク	ー	ダ	ケ	モ	ロ	ト	モ	ニ	
そ	の	い	た	だ	ー	き	に	う	ち	た	て	ひ	

攻壘第七軍歌

作曲 未詳

作歌 未詳

作曲 未詳

敵の壘は堅くとも、  
 破れや破れいざともに、  
 敵のつはもの撃ち取りて、  
 旭日に輝く日の御旗、

いかで破れぬ事やある、  
 微塵にくだけ諸ともに、  
 それが屍を山とつみ、  
 其顛に打ち立てむ。



# 第八軍歌

と調 二拍子

5. 5	1. 1	2. 2	2	3. 3	2 3	5.	0
テ	モ	テ	ク	ル	ジャウカク	モ	
が	う	い	う	ぶ	さう	の	わ
が	へ	い	は				
5. 5	3. 3	2	1.	2	5. 5	3. 2	1.
イ	シ	モ	テ	ク	ル	ル	キ
ヒ	ウ	ケ	ン	コ	ウ	ニ	ヒ
ラ	メ	カ	シ				
5	3.	1	2. 2	2 2	3. 3	2 3	5.
シ	バ	シ	ガ	ホ	ド	ニ	フ
ア	メ	ヤ	ア	ラ	レ	ト	ダ
ン		ン	グ	ン	ノ		
5. 5	6. 6	5	3	1	1	2. 2	2 5
ヤ	ブ	リ	テ	ヤ	ブ	レ	ヌ
コ	ト	ヤ	ア	ル			
と	び	か	ふ	な	ー	か	を
							せ
							め
							の
							ぼ
							る

## 攻壘第八軍歌

作曲 未詳  
作歌 未詳

鐵以て造る城廓も、	石以て築く壘壁も、
暫時が程に踏破れ、	破りて破れぬ事やある。
剛勇無雙の我兵は、	銃劔虚空に閃めかし、
雨や霰と弾丸の、	飛交ふ中を攻め上る。
其勢に辟易し、	臆病未練の敵の兵、
流石に命惜きにや、	壘砦を捨て、敗走す。
剛勇無雙の我兵の、	攻め落したる壘壁に、
一度に萬歳唱へつゝ、	登りて日の旗捧げたり。

# 第九軍歌

へ調 四拍子

5. 5 6 6 | 3 - 1 1 | 2. 2 2 3 | 2 - 0 |

ヨハホノボ ノトアケワタリ  
わがぜん系 いにほうぜいの

5. 5 5 5 | 6. 6 6 - | 3. 3 1 2 | 3 - 0 |

アサギリハルル タエマヨリ  
ひくやしきは ふるひたつ

5. 5 5 6 | 5 - 5 3 | 2 - 3 - | 1 6 5 0 |

ヒカリヲハ ナツヒ ノ ミハタ  
けんごにな らぶて き るゐを

5. 5 5 1 | 6 - 6 5 | 1 3 2. 3 | 1 - 0 ||

ササゲテス スムイチリョダ  
ただひとも みとせめやふれ

## 攻壘第九軍歌

作曲 未詳

作歌 未詳

詳詳

夜はほのくくと明渡り、  
光を放つ日の御旗、

朝霧はるゝ絶間より、  
捧げて進む一旅團

我が前衛に砲聲の、  
堅固に並ぶ敵壘を、

ひびくや士氣は震立つ、  
唯一揉と攻め破れ。

壘岩の前に死せよ人、  
此敵壘を落さずば、

とりでの内に死せよ人、  
日本男兒の甲斐はなし。

入重たつ雲は銃けぶり、  
 今や味方の吶喊に、  
 恰も聞ゆる喇叭の音、  
 總軍舉りてときの聲、  
 今は消えたり銃けぶり、  
 空さへ晴れて日の御旗、

篠衝くことき弾の雨、  
 天地も揺るぐ計りなり。  
 頻りに吹立つ進軍譜、  
 大舉突き入る敵の壘、  
 今は止みたり弾の雨、  
 壘岩の上に輝きぬ。

### 日本の正氣

作曲 未詳  
 作歌 未詳

なにをか日本の正氣といふ、  
 鏡はかゞやき玉はてり、  
 おいな、いな、いな、  
 猶ほありくそはなんぞ、  
 國民忠義の意にあつく、  
 お、これ、これ、これ、  
 何をか日本の正氣といふ、  
 吉野の宮にはながくさき、

鏡か玉か御つるぎか、  
 劔は世界にたくひなし、  
 今の御代には猶ほあらん、  
 皇統連綿かはりなく、  
 武勇は他邦に卓絶す、  
 是れぞ日本の正氣なる。  
 旭に香ふ山ざくら、  
 勿來の關には散るおそし、

日本の正氣

と調 四拍子

3. 3 2 2 | 1. 1 2 2 | 3. 3 3 1 | 2 — 0 |

ナニヲカニホンノセイキトイフ  
なほありなほありそはなんぞ  
ナニヲカニホンノセイキトイフ  
なほありなほありそはなんぞ

1. 1 5 5 | 6 6 5 — | 1 1 1 3 | 2 — 0 |

カガミカタマカ ミツルギカ  
くうとうれんめん かはりなく  
アサヒニニホフ ヤマザクラ  
きやういくおよばぬくにはなく

5. 5 3. 3 | 1. 1 2. 2 | 3. 3 2 1 | 2 — 0 |

カガミハカガヤキタマハテリ  
こくみんちうぎのぬにあつく  
ヨシノノミヤニハナガクサキ  
ちしまのをみなもえぞのこも

全つゞき

5 5 6 6 | 5 5 1 1 | 2 2 2 3 | 2 — 0 |

ツルギハセカイニタグセナシ  
ゆうはたほうにたくせつす  
ナコソノセキニハチルオンシ  
まなびのはやしにはなをつむ

5 — 0 1 | 2 — 0 2 | 3 — 0 3 | 5 — 0 |

オ イナ イナ イナ  
お これ これ これ  
オ イナ イナ イナ  
お これ これ これ

1 — 2. 2 | 3. 3 5. 5 | 3. 3 2. 2 | 1 — 0 ||

イ マノミヨニハナホアラン  
こ れぞにほんのせいきな  
イ マノミヨニハナホアラン  
こ れぞにほんのせいきな

おいなくいな、  
 今の御代には猶あらん、  
 猶ほありくそはなんぞ、  
 教育およばぬ國はなく、  
 千島の女も蝦夷の子も、  
 學の林に花をつむ、  
 おこれくこれ、  
 これぞ日本の正氣なる。  
 何をか日本の正氣といふ、  
 高きやひくきものならば、  
 白雪いたゞく富士のみね、  
 青波みなぎる琵琶のうみ、  
 おいなくいな、  
 今の御代には猶あらん、  
 猶ほありくそは何ぞ、  
 かしこき雲井のみもとにも、  
 下情に通ずるかけはしと、  
 貴衆の兩院おかせらる、

おこれくこれ、  
 これぞ日本の正氣なる。

なにをか日本の正氣といふ、  
 瑞穂の國の秋しつま、  
 わしすむ高嶺に松みのり、  
 獅子ふす谷まに稻かれり、  
 おいなくいな、  
 今の御代には猶あらん、  
 猶ありくそはなんぞ、  
 國權四海にかゞやくと、  
 人民家業をつとむると、  
 二たつが抑も富のもと、  
 おこれくこれ、  
 これぞ日本の正氣なる。

もろこしの代々ほうつれど敷島や

大和島根は久しかりける

土御門内大臣

軍 營

作曲 未  
作歌 佐々木信  
編 詳

つゞくいくさにつかれけむ、

鎧の袖をかたしきて、

志ばしと眠るつはものゝ、

枕にちかし蟲のこゑ。

いざ起きいでよとく起きよ、

敵やま近くよせくらむ、

夜霧のつゝむ薄原、

駒のひづめの音すなり。

軍 營

變ろ調 二拍子

1. 1 3. 2   1 6 5 6   1. 1 1. 3   2.	0
ツーヅクイクサニツカレケム	
いざおきいでよとくおきよ	
5. 5 5 5   5 5 5   6. 6 6 6   6.	0
ヨロヒノソデヲカタシキテ	
あーだやまぢかくよせくらむ	
5 1 3. 2   1 1 1   2. 2 1. 2   3.	0
シバシトネムルツハモノノ	
よぎりのつゝむすすきはら	
5. 4 3 2   3. 2 1   2. 2 1 5   1.	0
マクラニチカシムシノコエ	
こーまのひづめのとすなり	

古 戦 場

は調 四拍子

3 | 6.6 6 7 i 7 | 3 i 7 i 7 | 6 - 6 7 | 3 - 0 |

ア サヂヨ-モ-ギ-ニト-コ ロエテ  
ゆ くてに-た-て-るは-た すすき

3 | 7.7 1 7 6 7 | 3 1 7 3 | 6. 7 i 7 | 6 - 0 |

スダクス-ズ-ム-シクツフム-シ  
む かしの一-さ-ま-にまねけど-も

3 | 3.3 4 3 4 6 | 7. i 7 3 i | 7 - 6#5 | 6 - 0 |

ソ レトマ-ガ-ヒ-テキ-コ ユレド  
と ひくる-ひ-と-の-か-げ たえて

3 | 6.7 i 7 6 7 | 3#4 3 3 i | 7 - 6#5 | 6 - 0 ||

コ マノヒ-ヅ-メ-ノオ-ト モナシ  
か ぜはあ-は-れ-をう-た ふなり

古 戦 場

作 作  
歌 曲

未 詳  
佐々木信綱

あさち蓬にところえて、

すだくすゞ蟲くつわ蟲

それとまがひて聞ゆれど、

駒のひづめのおともなし

ゆくてにたてる旗すゝき、

昔のさまに靡けども、

とひくる人のかげたえて、

風はあはれをうたふなり。

白井規矩郎編  
 海軍遊戯全壹册  
 定價四拾錢 郵稅六錢

不許複製

明治卅四年九月五日印刷  
 明治卅四年九月十日發行

陸軍遊戯

定價金四拾錢

編者 白井規矩郎

印刷者兼 森山章之丞  
東京市神田區表神保町二番地

發兌 同文館  
東京市神田區表神保町二番地

賣關所大 吉岡平助  
大阪東區備後町四丁目七十八番邸

團體競爭 陸軍遊戯終

君が御稜威の高きには、  
 駿河の不二に立つべく、  
 いまもみかみ御劔は、  
 神勅うごめわが君の、

世に類ふべき物ぞなき、  
 新高山もかぎりあり。  
 伊勢に熱田に御座ます、  
 皇統は千代迄八千代迄。

本居豐顯



高等師範學校訓導 富永岩太郎氏著 (最新版)  
◎的教育 遊戲の原理及實際

女子大學講師 白井規矩郎氏編

◎子女 生理的訓練法

女子大學講師 白井規矩郎氏編

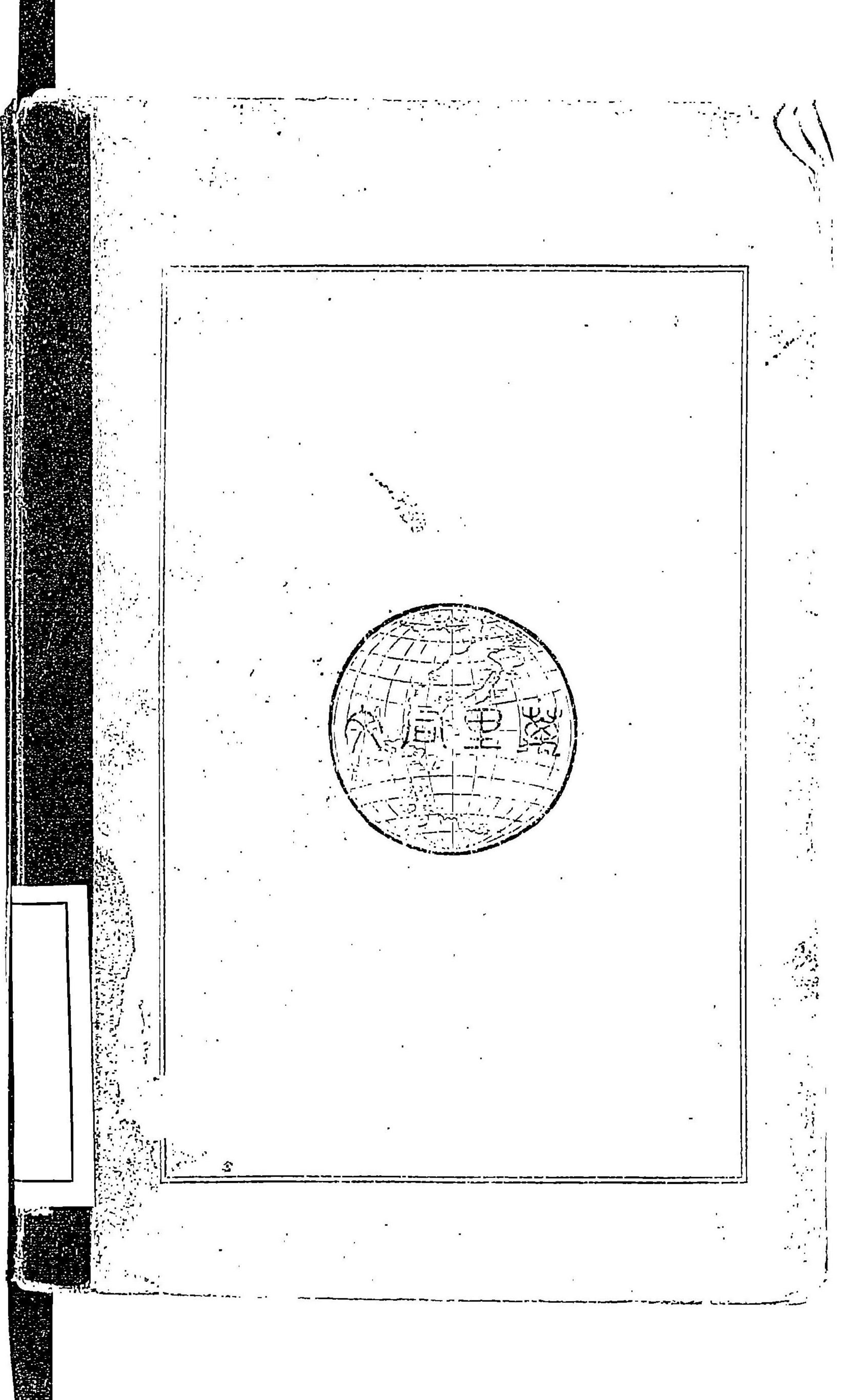
◎實驗 遊戲唱歌大成

女子大學講師 白井規矩郎氏編

◎修正 遊戲と唱歌

郵定洋	郵定上	郵定上	郵定上
稅價裝	稅價製	稅價製	稅價製
金貳全	金七全	貳金全	金八全
四拾壹	拾拾壹	拾貳壹	拾拾壹
錢錢冊	錢錢冊	錢圓冊	錢錢冊

91
150



91

150

團體  
競爭  
陸軍遊戲

白井規矩郎編

東京  
同文館藏版

075606-000-0

91-150

團體競爭陸軍遊戲

白井 規矩郎/編

M34

CEM-0557

